

件名： 契約監視委員会（2022年度第3回）
日時： 2022年12月13日（火）14:00～16:15
場所： JICA本部227会議室（JICA国内機関はTeamsでの参加）
委員長： 伊藤 邦光 伊藤会計事務所（公認会計士・税理士）
委員： 石村 光代 石村公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士）
木下 誠也 日本大学危機管理学部 教授
遠山 康 遠山康法律事務所（弁護士）
佐野 景子 国際協力機構 監事
JICA： 井倉 義伸 理事
調達・派遣業務部（事務局） 三井 祐子 部長他
ガバナンス・平和構築部部長、総務部審議役、企画部審議役他 関係部署
議事：
（1）2022年度上半期契約
（2）変更契約の点検
（3）参加意思確認公募による契約（研修委託契約を除く）の点検
（4）参加意思を確認するための公募手続きの見直しについて
（5）変更契約の公表について

JICA：

それでは、参加者全員そろっておりますので、これより2022年度第3回契約監視委員会を開始させていただきたいと思っております。本日は師走のお忙しい中、先生方におかれましてはお集まりいただきまして、どうもありがとうございます。

本日の議事につきましては、こちらの議事次第に書かせていただいておりますとおり、5点ございます。ご報告事項、審議事項でございますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

議事（1）2022年度上半期契約

委員：

では、第1点目の議事の「2022年度上半期契約」について、お願いいたします。

JICA：

2022年度上半期契約実績についてご説明をします。皆さま、資料1をご覧ください。

前回の第2回契約監視委員会では、2021年度の競争性のない随意契約の点検ということで、皆さまに選定していただいた13件を審議いただきました。今日は競争性のない随意契約と一者応札・応募の実績についてご説明をします。

まず「1. 競争性のない随意契約」ですけれども、具体的には特命随意契約と見積もり合

わせが対象になっております。1. の右側の表をご覧ください。2022 年度上半期の競争性のない随意契約は、件数にして 644 件、これは全体件数の 43.5%になっております。金額では全体の 19.5%の 131 億円でした。競争性のない随意契約となった主な調達種別は、技術協力研修、各種業務委託、賃貸借（家賃）、システム関連、物品購入、建物管理・保守が上位を占めます。詳細は次のページに内訳があります。ただ、この各種業務委託契約というのは、先ほど申し上げた種別のそれ以外のもが含まれておりますので、多様なものがここに分類されています。今回金額の多い競争性のない随意契約は、例を挙げますと以下のとおりになっております。例えば東京大学と特命随意契約で契約をした日越大学シビルエンジニアリング、スマート農業とサステナビリティプログラムの 2 億 3,800 万円ですとか、これは資料にはありませんが、公益財団法人国際民事法センターと特命随意契約を結んだ法整備分野の課題支援業務 2 億円弱ですとか、インド高速鉄道能力強化プロジェクトとして JR 東日本と契約をしている 1 億 9,400 万円、また財務部主管の契約で、信用格付け費用ということで、スタンダード&プアーズグローバルレーティングジャパン株式会社と 2 本の契約それぞれ 1 億円強といったものを結んでいます。これらが大きい契約になっています。

競争性のない随意契約の件数や金額は、2021 年度上半期に比べるとほぼ同程度になっています。今年度は研修員受け入れに関し、2021 年度以上の受け入れ人数が予定されているため、研修委託契約が増加見込みであるということ、またウクライナ支援等、緊急を要する機材ですとか調査の実施、そして引き続きコロナ対策用の機材の現地調達の予定も多く、事業効果の最大化のために、特命随意契約や見積もり合わせに関し、当部としては選択的かつ柔軟に活用していきたいと思っております。2022 年度の着地点としては、昨年度とほぼ同等な件数・金額になるのかなと見ております。

次のページで、一者応札・応募の状況について、上半期実績をご説明します。右側の表をご覧ください。件数は 322 件、全体の 38.5%、金額は 242 億円で全体の 44.2%となっています。2021 年度上半期と比較すると、件数では増加しておりますが、金額では減少しています。内訳は次のページに掲載しております。一者応札が多い種別は、コンサルタント等契約や技術協力研修が上位を占めており、毎年ほぼ同じ傾向を示しています。コンサルタント等契約におきましては、2021 年度にコロナから復活して徐々に業務が動き出して、業務従事者の稼働率が高まったために、新規案件に応募できるだけの業務従事者をそろえることができなかったことが一者応札の原因になっているというのは昨年度も説明させていただきましたが、今年度もそれが 1 つの要因になっています。ちなみにコンサルタント等契約のみでの一者応札率ですけれども、2022 年度上半期で 35.1%、2021 年度上半期では 44.2%となっていますので、今年度は少し、一者応札率は減っております。コンサルタント等契約については現時点での応募状況を見ますと、複数応募が業務実施単独型を中心に確実に増えてはおります。ただ今年度の着地点については、昨年度のコンサルタント等契約の一者応札率が 53.3%に比較してどの程度になるのかというのを引き続き注視したいと考えております。

委員：

ありがとうございました。

先ほど、現地でのいろいろな調達がかつて多かつたといつたことなのですが、これはまだ引き続きコロナの影響は残つてゐる感じでしょうかね。

JICA：

そうですね。コロナは収束しつつあるものの、コロナ対策用感染拡大防止用の資機材のニーズは引き続き高く、それに対応していくということで、在外事務所が実施する現地調達は引き続き高水準だと見込んでおります。

委員：

それはこの上半期のところに反映されてゐて、物品購入とかその辺りのところには影響しているということですかね。

JICA：

はい、そうです。

委員：

ウクライナの支援のお話もありましたが、これはもう始まつてゐるのですか。

JICA：

そうですね。ウクライナ支援、組織の優先事項として非常に迅速にサービス・機材を届けるということを目標に、一生懸命いろいろな分野でやつております。

委員：

上半期から影響が出てゐるのですか。

JICA：

特に越冬支援というようなことは、すぐにやらないと意味がなくなつてしまふところもあると思ひます。

委員：

越冬支援、この冬のことですね。分かりました。

JICA：

これから本格的な事業実施をウクライナでするに当たつての調査を、この上半期の早期の段階から打つてゐますので、その辺りは実績としてここに入つております。

委員：

分かりました。本当に迅速に対応しなければいけないということですね。もうすでに動かれてゐるということで安心いたしました。

ほかにご意見・質問がなければ、次の議事のほうに進めたいと思ひます。

議事（2）変更契約の点検

委員：

2 番目の議事は「変更契約の点検」です。

まず 1 件目「ボリビア国コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト(第 3 期)」の説明をお願いいたします。

・NO.C1 「ボリビア国コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト(第 3 期)」

JICA :

この件につきましては、2016 年からボリビアにおいて実施しております、「コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト」の業務実施契約でございます。全体を 3 期に分けて契約をしております、その 3 期目の契約の変更契約になっております。2021 年の 6 月に 2 年間の協力期間の延長と、契約金額の増額をしたというものになっております。変更の理由について説明いたします。このプロジェクトではコチャバンバ県を流れているロチャ川という河川の流域を対象としまして、水質の悪化などの問題がいろいろあったのですけれども、地域の利害関係者の方々が集まって民主的に協議をして、自分たちの手で問題を解決していく、そういう能力を育成しようということで実施しているプロジェクトです。当初の計画のときにはこういう協議のメカニズムをつくりましょうということまで、その計画を策定するというところまでをプロジェクトの範囲としておりました。ところが、プロジェクトを実施している間に、並行して世界銀行が気候変動対策に関する協力を行っておりまして、そちらをきっかけにしましてボリビア側で、協議のためのプラットフォームを設立いたしました。形の上では設立されたのですけれども、まだまだ単発的な会議をやっているという程度であまりしっかりと機能していないという状況でした。ですので、この第 3 期の契約を行うときには、そのプラットフォームに対して技術的な助言を行うとか、具体的な活動の計画案をつくりましょうという内容にしておりました。この第 3 期の契約を締結したのが 3 月なのですけれども、その直前にボリビア側の責任者であるコチャバンバ県の県知事からレターが届きまして、ぜひプロジェクトの期間を 2 年間延長して協力してほしいという内容でございました。JICA がその要請の中身についてどう扱うかということで議論をし、当初の助言ですとか計画案の作成だけにとどまらず、実際にプラットフォームの活動を実施する中で課題の解決に取り組めるように、もう少し踏み込んだ協力をしていこうということにしました。そのために契約変更をしまして、いわばそのプロジェクトが目指す成果を引き上げたということになっております。

2 年間という延長の期間にしましたのは、ボリビア側の予算年度に合わせまして、実際に活動の計画を立てて予算を取ってきて、実施をしてその評価をして、その次の計画にまたつなげていくというサイクルを回していこうと考えました。それを実際に OJT のような形でやっていこうということで、ある程度の期間を取って延長したということになっております。

変更金額の妥当性につきましては、現地の作業で 5 人月、国内の作業で 20.5 人月増やし

ております。これはまだコロナの影響があったということで、主に日本から遠隔で協力をするという前提で契約変更をしております。必要最小限の人月を計上しようということで、具体的な作業の内容ですとかそれにかかる人月を詳細に提出してもらいまして確認をしております。単位を1年あたりにしますと大体1億円ということで、第1期・第2期の契約よりも少し少ないくらいの金額になっております。ですので、第3期の金額が突出しているということではなくて、妥当な範囲の金額だというふうに考えております。

委員：

はい、ありがとうございます。

今のご説明の中で、現地の県知事から2年間の延期を求められたといったことなのですが、その求められた理由が、先ほどおっしゃられた向こうの予算の期間に合わせる目的なのか、それとも何か要望が増えたからといったことなのか、ちょっと分からなかったのですが。

JICA：

2年間の延長をするリクエストにつきましては、1つはもともとコロナの影響で渡航できない期間がありましたので、その分若干プロジェクトが遅れているという部分への対応がございました。もう1つは、今申し上げたような活動の内容についてももう少し増やしてほしいということです。この2点が理由になっております。

委員：

活動の内容については、もうすでに走っていたプラットフォームがちゃんとできていないとかそういったところを充実させてほしいといったところがメインなのではないでしょうか。

JICA：

はい。そのとおりです。

委員：

はい、ありがとうございます。

ほかの委員の方からいかがでしょうか。

委員：

増加率が大きいので内容を確認したかったというところですが、今のご説明で業務が延長したということと、あと金額が大きく増える場合は適正性の確保が重要かと思いますが、そこは窓口とかあるいは成果に対するニーズとかきっちり確認されているというようなお話があったので理解しました。以上です。

委員：

ありがとうございます。

他の委員、ご意見等、ありますか。

委員：

追加金額について、プロジェクトの1期・2期の金額と同程度だから特に問題ないというコメントがありますけれども、当初まずこの契約でやりたかったのが、協議のメカニズムの計画と策定をやりたいという形で予算が積み上げられていて、結局世銀が支援したこと

よって当初の目的の水準は上げたことになっているじゃないですか。そうするとこの金額が当初、変更前の 1 期と 2 期の金額と同程度だから問題ないよというのは説明になっていないかと私は実は思っています。あと世銀の支援によって、世銀がそういう意味では入れ物、こちらが当初想定していた協議のメカニズム、メカニズムはそういう意味で世銀がつくったのだけど機能していないから、もっと動くような形で追加の支援をとということでお金をプラスアルファしたという話なのですけれども、今、変更契約という形になっていますが、もともとやること自体を変えたのであるならば、変更ではなくて新たな契約として、本来であれば契約を結ぶべきなのではないのかなと私は思ったので、そのあたりあくまでも当初の契約の延長という形にしたところを、もうちょっと分かるように教えていただけますか？

JICA :

1 点目ですけれども、契約金額の妥当性は個別に実施する活動の中身をブレイクダウンしまして、それぞれの活動にどれぐらいの人日・人月がかかるかということ積み上げて妥当性を確認しております。先ほど 1 期・2 期との比較で申し上げたのは感覚的なところでございまして、第 3 期のこの延長の部分に対してそれまで以上に過大な投入を行ったというわけではないのですというご説明でございまして、妥当性の確認という点ではそういう比較ではなくて、個別の作業内容を積み上げているということです。

それから 2 点目の、なぜ継続という形にして新しい契約にしなかったのかという点でございまして、こちらは技術協力のプロジェクトであり、それまで 2016 年からこのプロジェクトを実施してきておりますので、専門家のチームの皆さんは現地で関係構築をして、人的なネットワークもつくって、信頼関係を築いて、その中で活動を積み上げてきております。特にこういうタイプのプロジェクトですと、現地の関係者の人たちとの関係というのは非常に重要になってまいります。ですので、これは新しい契約を新たに結び直すというよりは、今いる専門家のチーム・こういったネットワークを持っているチームが引き続き業務を進めたほうが効率的であり、また現地でも効果的であるというふうに考えて契約変更という形を取っております。

委員 :

ありがとうございました。分かりました。効率的な観点からは変更契約にして、このまま契約をいったん切るのではなく、そのままやったほうが良いという理解だということが分かりました。

JICA :

そうですね。全く新しく選び直すということになりますと、その方たちが改めて現地に入って、現地のことをよく知って、関係を構築していくというところに重複した業務が発生してしまうということになりますので、それよりも同じチームの方々が継続して入ったほうが効率的だと考えております。

委員 :

1 期目、2 期目との金額的な比較も感覚的なものということのご説明があったので、それはそれで納得されますかね。

委員：

積み上げだということで、また新たな細かい仕事をちゃんとはかり直して積み上げて問題なかったということでしたので、私は納得しました。

JICA：

細かく作業を積み上げ直しています。

委員：

本案件は他の委員からも、選ばれているのですが、いかがですか。

委員：

私がかつて確認させていただきたかった点は、資料と先ほどの説明で理解できました。

新規と変更の棲み分けのお話なのですが、2016 年からの技プロでご担当の方たちは、現地の方たちとのネットワークですとか信頼関係をすでに築いているというのは、まさにそのとおりだと思うのです。ただそれは、実質論はそのとおりだと思うのですが、どういう契約にするかというのは、ある意味、形の問題だと思うのです。新規契約という形を取ったとしても、実質的に従前のメンバーがそのままその契約に基づいて活動されるのであれば、それで弊害はないのかなと思うのですが、新規契約とするか変更契約とするかという棲み分けは、どのような基準によるのでしょうか。

JICA：

それは新規とおっしゃっているのは受注者を選び直すということではなくて、第 4 期の契約を結ぶべきではなかったかという意味でしょうか。

委員：

第 4 期の契約を結ぶべきではなかったということではありません。私が実態をきちんと把握できていないのかもしれませんが、第 3 期の契約直前にオファーがあって、これに基づいて 6 月に変更となっているわけなのですが、このように、新規契約ではなく変更契約となっているのは、第 3 期の契約は始まっているから、追加などを変更として受け入れ、期間も延長してというのが一番合理的であろうと、そのような理由から変更契約ということなのではないでしょうか。

JICA：

はい、そのとおりです。

委員：

分かりました。でしたら結構です。理解できました。

委員：

はい、他の委員の方、お願いします。

委員：

私も基本的には理解したのですが、やはりほかの委員の皆さんも気になっておら

れるのは、恐らく追加になった部分が、今まで見てきた変更契約だとコロナで進まなくて、初期に立てたプロジェクトの目標が達成できないので延長しようということかと思いますが、今回は世銀がプラットフォームの支援をした、プラットフォームができた、第2期が終わって第3期の直前に県知事から追加的に支援を依頼されたということで、言ってみれば当初想定していなかった協力をお願いされたということになる。そうだとすると、純粋な延長というよりは新たな協力、新たな案件という感じがするので、本当に単純な契約の延長でいいのかということなのかなと思いました。私もどのくらいの中身の追加だったらもう一度きちんと検討すべきかというのは分からないのですが、結構なボリュームでいろいろなことが新しく追加されているので、少し悩ましいなと思いました。今回の事例では、第2期までに専門家の皆さんが構築してきた人脈ですとかいろいろなものを使って、第3期に要請されていた部分に対応するので、これが一番合理的だと理解しました。ただ、この辺りはこの案件だけではなくて、全般的な技術協力案件で考えると少し悩ましいのかなというふうには思いました。

委員：

結論としては合理的なことで収まったのかなというところはあるのですが、やはり同じような事案が出てくる可能性がありますので、その場合に継続なのか新規でまた契約を結ぶのかといったところにつきましては課題が残ったのかなと思いますので、引き続きこういうケースに関しましては留意していただければというふうに思います。ありがとうございました。

では、次の2番目の案件にいきたいと思います。引き続きよろしいですかね。

- ・NO.C2 「スーダン国ダルフール5州における州水公社の行政能力向上支援プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析／平和構築）一般競争入札（総合評価落札方式）」

JICA：

本件は、スーダンのダルフールにおける技術協力のプロジェクトを計画するために、事前に行った詳細計画策定調査と呼ばれる調査の業務です。この業務には複数のコンサルタントの方が参加されているのですが、この契約はそのうちの評価分析／平和構築を担当される団員の方との契約ということになります。

この業務はもともとダルフールの治安を考えまして、日本人はスーダンには渡航しないで、遠隔で首都のハルツームにいる現地備人を備上して、ダルフールに行ってもらって調査を進めるというのが当初の想定でございました。

それに対しまして、今回2回の契約変更を行っております。1回目は契約期間の変更のみ、2回目は契約金額の変更となっております。

1回目の期間の変更ですけれども、この業務は3名のコンサルタントさんをそれぞれ別の契約で備上しているのですが、一緒に本来活動をしていただくはずであった別の分野のコ

ンサルタントの調達が無調に終わって、改めて再公示をして選び直し、契約時期が遅れてしまったため、この評価分析の方に事情をご説明しまして、契約期間を延長させていただいて、残りの方が選ばれた後に一緒に業務をしていただくということでご理解いただき、履行期間を延長しているというものです。

2回目の変更契約は、ダルフルの治安の問題が原因になっております。もともと渡航をしないで首都のハルツームからの現地傭人の派遣で調査しようと思っていたのですが、実際に業務を始めた後にダルフルで武力衝突が発生しまして、ハルツームの現地傭人といえども、新たにダルフルに入らせていただくということはできないという判断をいたしました。その結果、現地傭人を派遣するのではなくて、我々が協力する相手の機関として、もともとダルフルにいる水公社の方々に逆にハルツームに来ていただいて、そこでワークショップを行って情報を収集するというにいたしました。その変更に伴って、水公社の人たちに対するいろいろなインストラクション、すなわちどういう調査をするのか説明したり、あるいはその質問票をつくったりですとか、追加で必要になってくる業務が発生したということで、人月の追加をいたしまして契約金額が増額になっているというところでございます。

委員：

これは私が選んだ案件なのですが、今のご説明の中でちょっと整理させていただくと、コンサルタント3名というのは日本にいて、日本から現地の傭人の方にいろいろとコミュニケーションを取りながらこの調査をするといった案件で、ただ武力紛争の関係があったということですが、気になったのが技術分野の方は別契約になっていて、それが必ず必要な要素であったけれども、それ以外のコンサルタントのほうの契約は先に結んでしまうということというのはあり得るのですかね。結局最終的にはそういった技術分野の方も調達できて、プロジェクトが行えるということなのでしょうけれども、そのために期間が延長になってしまうことが実際起きているのですが、そういうことはまず起こり得るのか、それでいいのかというのが1つ。

もう1つ、武力衝突の関係なのですが、もちろんアフリカのこういった紛争地域等でのプロジェクトは当然必要になってくるので、武力衝突という要因は出てくると思うのですが、やはりそういった場合の契約というのですか、引き続きプロジェクトを実施しなくてはいけないのかどうか。もっともこれは何か資料を拝見すると、もともと水資源の問題でそういった紛争もあるといったことなので、武力紛争を解決するためにもそういったプロジェクトが必要だといったことなのかなとは思いますが、こういった武力衝突等によってまたいろいろと事情が変わったときというのは、最初の契約の中にそういった要素はどの程度盛り込まれるのかなといった、この2点を教えていただければと思います。

JICA：

この業務はコンサルタント3名の方に、互いに情報を共有し合いながら協力して業務に当たっていただくという必要がございます。評価分析の方が単独で先に業務を進めてし

まうということが難しいと考えております。もちろんコンサルタントの方にとっては当初公示の業務の期間からずれてしまうということになりますので、そこはよくコミュニケーションを取ってご了解いただかないといけないところではございますけれども、評価分析の方はプロポーザルを提出されてそこで選定されていますので、ほかの方の調達がうまくいかなかったからといって、その方との契約をやめてしまうということができるかというところ、それもかえって評価分析の方に対して不利益になってしまうということもあるかと思っております。ですので、ここは3人そろって業務をしていただきたいということと、評価分析の方にとっての不利益を生じさせないということの2点を両立させるために、こういう形を取らせていただいたということでございます。

それから、2点目の武力衝突の件につきましては、確かにダルフールですのでこういった治安上の問題はあるということは想定をした上で、現地には渡航しないで業務を遂行するというやり方を工夫した上で実施をして計画をしたわけですが、実際の武力衝突がどういう形になるかというのはなかなか予測ができるものでもないということと、意外とまた収まって治安が回復するということもある可能性もありますので、この詳細計画策定調査としましてはできるだけリスクを回避する形で調査をして、プロジェクトの計画そのものについてはきちっと立てたいということで、やり方を変えるということで契約の業務を遂行しております。

委員：

やはり紛争地域にこういったプロジェクトは多々あると思っておりますので、そういった事情はよく分かりました。

ほかの委員の方から何かございますか。

委員：

細かい質問になるのですが、業務の概要のところ、州と行政機関との連携が不十分のまま進められたから、公共サービスの役割が果たせていなかったという記載があるのですが、第2回の変更でスーダン側の水公社職員に対していろいろなコンサルテーションをやるという形に変わっているかと思うのですが、この水公社という組織、それは州に当たるのですか。行政機関の職員として水公社の職員ということですか。こちらがサービスをした水公社職員というのは行政機関ということですか。

JICA：

水公社は各州の政府の下にある独立した組織ということになっています。

委員：

州の下ということは、水公社というのが州の下にいるということですね。

JICA：

そうです、州の下ということになります。

委員：

そうすると、行政機関というと、また別に行政機関があるということですか。もともと州

と行政機関の連携がうまくいっていなかったと書いてあるじゃないですか。

JICA :

はい、ここで行政機関と言っているのは、中央政府ですとか中央の省庁のほうです。こういったダルフルのようなところに支援が入るときには、中央政府が窓口になっていろいろ調整をするわけですけども、実際の受け手側は州政府になってくるわけです。その連携がうまく進まなかったというところがあって、援助が必ずしも効果的ではないようなところがあったということです。今回のこの調査では現場の状況、現地の給水状況ですとか州側のニーズが一番知りたいポイントでしたので、州の下にある州の水公社から情報を得るというやり方を取りました。

委員 :

分かりました。

委員 :

はい、他の委員の方、お願いいたします。

委員 :

結果論というか、たれば、なのですが、ダルフルのようなもともと治安がよくないところであれば、もちろん現地に行って現地の様子を見るのが一番調査としては必要だとは思いますが、万が一の場合に備えて、今回取られたような、ハルツームに関係者に集まってもらってワークショップを行うということは、事前にある程度検討できたのではないかなと思いました。しかもハルツームでワークショップをやれば、日本から遠隔で行う評価団員の方もそのワークショップに遠隔で参加でき、現地傭人を派遣するよりも、評価団員が直接 5 州の関係者と話ができるので、よりダイレクトに情報収集ができる。もちろん現場は見られないのだけれども、情報収集ができるということで、これをあらかじめ検討することはできたのではないかなと、結果論的には思うのですが、事前に検討することは難しかったでしょうか。

JICA :

はい、事前の調査を計画していた段階では、現地の方であればダルフルに入れるということは分かっていました。首都のハルツームであれば、これまで JICA でもスーダンの水道に関しては長年協力を続けてきていましたので、割と技術的な知識をきちんと持った形で、信頼できる現地傭人がいるという情報を持っておりました。ですので、実際にそういう方に現地に入っていて、写真を撮ったり動画を撮ったりという形も交えながら情報を取ってもらったほうが、我々にとってはより詳細な情報が手に入って、かつ、技術的にも確からしい情報が手に入るだろうということで、そういう計画をしていたということです。ですので、確かに結果的には現地に入れなくなってしまったので、こういう形でプラン B に切り替えたという形にはなりますけれども、どちらのほうがよかったかという点でいうと、私どもとしてはより情報が取れるような方法を最初は計画したということです。

委員 :

ありがとうございます。

委員：

ほかはよろしいでしょうか。

このプロジェクトは契約期間も終わっていますが、無事に一応決着をしたということでよろしいのでしょうか。

JICA：

この詳細計画策定調査自体は完了しているのですが、その後ダルフルの治安が落ち着かない状況が続いておりまして、本体のプロジェクトの開始については見合わせております。スタンバイはしているのですが、まだ開始はしておりません。

委員：

はい、了解いたしました。

では、このコンサルタント等契約につきましては以上にしたいと思います。

引き続きまして、一般契約の変更案件のほうに続いていきたいと思っております。次が、「国際 NGO との連携による学校・保健施設の衛生行動改善に関する情報収集・確認調査」ということです。引き続き地球環境部からお願いいたします。

・NO.G1 「国際 NGO との連携による学校・保健施設の衛生行動改善に関する情報収集・確認調査」

JICA：

こちらの国際 NGO との連携による学校・保健施設の衛生行動改善に関する情報収集・確認調査は、コロナの感染の拡大によって、学校とか保健施設での手洗いですとかトイレのニーズが非常に高まったという点が背景にあります。一方で、JICA の専門家は当時一度日本に引き上げる、ほとんどの方は日本に引き上げて海外に渡航できない、そもそも飛行機が飛んでいないという状況になりました。ですので、現地での活動がなかなか難しいという中で、いかに手洗いですとか衛生の改善に対する協力をするかということを考えたときに、現地にすでに拠点を持っていて人材もいるような国際 NGO に委託をすることによって、そういう活動ができるのではないかと考えました。さらには、その過程において、そういった国際 NGO が持っているノウハウを JICA も学んで、今後の案件形成に生かせるような執務参考資料をつくって将来に対しても生かしていこうということで、この業務を発注しました。

当初契約は 2021 年の 9 月の締結でございまして、その後 2022 年の 3 月に変更契約をしております。この当初契約の中に、現地の学校とか保健施設のトイレとか手洗い設備の状況を詳しく調査をした上で、実際に改修とか建設にかかる費用を積算して、その上で契約変更をしますということを最初から盛り込んでおりました。現況調査をしっかりと行いました結果、3 カ国で 120 の施設を建設することとし、その費用を算定して、その分だけ契約変更をして増額しました。この変更金額の妥当性の確認につきましては、まず調達の実施方針を作

成したときに各国での過去の案件の実績の確認ですとか、現地で活動している NGO や建設会社から聞き取りをしまして、JICA のほうで大体これくらいではないかという試算を積算しております。契約変更をするときには、契約相手である国際 NGO から、各施設の図面ですとか施設ごとの細かい積み上げ、積算の内訳の提示をしてもらいまして、その内容を JICA 側の持っている積算と比較をしながら妥当性を確認して、大きな乖離がないということをチェックした上で契約変更をしています。契約変更の中身は、こういった施設の建設費の部分のみとなっています。

委員：

当初契約では設備整備費用は入っておらず、これは後で計上されるものといった契約ですよということで、こういった場合は予算取りというのはどういう形になるのですかね。最初から見積もりをしていて予算を取ってあるということによろしいのでしょうか。

JICA：

はい、そのとおりです。最初から建設費の部分も含めた予算を確保しております。

委員：

他の委員の方、いかがですか。

委員：

私が確認させていただきかけた点については今のご説明で理解できましたので、特にそれ以外にはございません。

委員：

他の委員の方、いかがですか。

委員：

この追加契約というか、変更契約で追加になった金額は、相手先がちゃんと見積もった形でこの 1,862,108USD と算定していたから変更したと書いてあって、JICA 側としても 2021 年 3 月 24 日の段階ですでにこの 1,915,020USD と見積もっていたという話なのですけれども、当初からこの部分を入れた形で契約することはできなかったのですか。何で後から変更しているのかという、ここが単純に分からないのですけれども。

JICA：

実際に現況調査をやってみないと、対象になる施設が具体的にどういう仕様のものでどれぐらいの数量でというところは確定しないですし、実際に学校なり保健施設の規模とかにもよりますので確定はしないです。JICA 側の試算というのはもちろんやっているのですが、箇所数は決まっていたので、箇所数とそれぞれ 1 カ所当たりどれくらいかかりそうかというところから積算をしているというものになります。実際にはそういう形で最初からある程度の金額をもう入れておいて契約するというのはあり得ると思うのですが、その場合であっても結局は現況調査の結果で積算した数字に基づいて、それに合わせるような変更をいずれにせよしないといけないということになると考えましたので、それであればきちんと詳しい調査をして、対象の施設の内容が確定した後にその金額をし

っかり積むという形で変更契約しても、手間としては同じではないかということで、そういう形を取りました。

委員：

当初どのくらいの契約なのかという金額の大きさというのは、例えば仮の当初、分かっていた見積もりでやって、最終的に実際これしかかかりませんでしたという形で減るといのがいいかと思うのですけれども、最初からその分を外しているわけですよ。それよりも、少なくとも見積もっている金額が分かっているのであれば、大体こんなもんだよという部分の数字で出して、それが実質精査したら違いましたよといって若干減るのが、結果的にはこの契約がここに出ているのは3億円が5億4千万円と結構な金額に変わっているから、何でこんなに変わっているのかというので引っかかっているだけなので、ある程度分かっているのであればそれを入れた形で契約をしたほうがよくないですかと、思いました。変更するというのももちろん分かっているということなのでしょうけれども、変更するのは分かっているけど何も入れないというよりも、ある程度見込み額まで分かっているのであれば入れた形で契約したほうがいいのではないかと思います。

JICA：

ほかの契約では、数量が確定しないというときに、ある程度決めて金額を入れておいて、実際にかかる費用が決まった段階でそういう調整をすることはありますので、おっしゃるようなやり方を取ることはできると思います。今後似たような契約があったときにはそういう方法も併せて検討するということかと思えます。

委員：

今の最後のところなのですけれども、一般的には入れているけれども、これは特別な事情というか、特殊な案件として整備費を除いていたとのことですが、これはやはり例外的な扱いだったということによろしいのですか。

JICA：

この国際 NGO との契約につきましては、120カ所の施設の内容が、契約する前はまだ分かっていなかったということがございまして、確度が低い状態で契約せざるを得なかったということです。通常のほかのプロジェクトでやっているのは、事前に先ほどの詳細計画策定調査のような形で、ある程度現地の調査ができていて、おおよそこれぐらいだろうということはめどが付いていて、その中で自然条件を調査するための費用がこれぐらいじゃないかとか、測量のための費用はこれぐらいじゃないかといったようなことを見積もった上で、実際に数量が確定した段階で調整するといったようなことをやっております。事前にどれぐらいの情報の確度が持てたかというところで、今回のこの件に関しては決まった後に追加するという方法を取ったわけですが、その辺りは同様のケースが生じたときには、また調達・派遣業務部のほうと相談をしながら決めていくとようにさせていただければと思います。

委員：

はい、分かりました。今回は、特殊なケースだったというふうに理解いたしました。
他の委員の方、よろしいですか。

委員：

今、説明を伺っていて、この施設整備費用を抜いていることによって、原契約の競争性に影響はあるのでしょうか。また、最初から入れておいたほうが、全体の費用がより廉価な競争ができたのではないかとといったような、競争性に何ら影響はなかったと考えていいのでしょうか。

JICA：

はい、競争性には影響しないと思っています。条件が全く同一ですので、影響はないと思います。

委員：

この施設整備をより効率的に、安くできる場所があったのではないかとということはないということですかね。競争性という言い方が正しくないかもしれませんが、受注した WaterAid よりもより効果的で効率的に施設整備を行うというところもあったのではないかとということはないのでしょうか。最初に施設整備費を見積もりで入れておいたほうが、それが分かったのではないかなというふうにも考えられると思うのですが、そもそもこの部分を除いてしまうことによって、そこは確認していないわけですから。そういうことではないのですか。

JICA：

TOR（業務内容）としては全く同一条件になっていて、その中に現況調査をするとか実際に啓発活動をやるとか、そこから教訓を導き出して執務参考資料に役立てるようなナレッジを整理するとか、そういったような業務のほうがポジションとしては大きくなってきますので、そのノウハウのところでは技術点というのが決まってくるということになりますので、そこはあまり影響ないと思います。

委員：

ただ、これは本来、技術協力の前段階の基礎情報収集・確認調査なので、協力そのものは、本来は入れない、もちろんパイロット活動をやっていますが、技術協力部分というのはスキームとしては求められないと思うので、少し気持ち悪さが残るような気がしました。

委員：

以上、よろしいでしょうか。はい、特に追加の質問とかなければ次の案件に進みたいと思います。

では、次の案件は「2021年度 PEACE 特別プログラムに係る業務委託変更契約の締結（島根大学大学院自然科学研究科）」です。国内事業部からご説明をお願いいたします。

・NO.G2 「2021年度「アフガニスタン国未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」に係る島根大学大学院自然科学研究科特別プログラム」

JICA :

本件につきましては契約変更により大幅に契約金額が増えておまして、特にその理由・妥当性について説明が求められているのではないかと理解をしております。

前段としてまず、なぜ島根大学と契約しているかにつきましてですけれども、2016年度にアフガニスタンのこのプロジェクトで留学生を受け入れて教育してくれる大学を募集いたしました。このプロジェクトは留学生を受け入れて人材育成をするというものでございます。これに島根大学が手を挙げていただきまして、同大学は受け入れや教育を適切に行っていたらと JICA が判断した大学の 1 つになります。このような大学が全部で 28 あります。留学生がこの 28 大学の中で、自身が勉強したいところを選んで受験して合格したらそこに入ると、そういう仕組みになっております。入った留学生に対して、JICA は充実した教育研究ができるように付加的な教育指導をやっていただくように、その費用を負担しております。大学にその管理を委託する契約を締結しております、本件につきましてもその 1 つでございます。

ここから、なぜ契約金額を変更したのかの理由についてご説明します。

留学生が入学して来日したら、先の教育指導の経費を使う契約を締結しております。コロナ禍と、アフガニスタンは政変がございまして、来日時期が大幅にずれましたので、契約変更を行いました。簡単に申し上げますとそういうことですが、もう少し詳しく申し上げますと、変更幅が大きいのは、もともと契約の対象者である在籍者というのが 1 人おり、その後 7 人が遅れて入ってきたので、大幅に増えたという構造になっております。契約期間は 1 年の範囲内で、入学の時期や卒業の時期、それから大学の会計年度などに合わせて契約を行っております。契約でお金を支払う対象は、通常はすでにその大学にいる学生、修士の 2 年生になる人と次に来る修士の 1 年生、全体の契約になります。それらについて来日後に契約を締結しております。

今回は、島根大学のこの研究科につきましては、2019 年の秋の入学が 1 名おりました。その次のグループはその 1 年後の 2020 年の秋の入学の予定だったのですが、コロナの日本の国の水際対策でなかなか日本に来られないということで、秋の入学を半年ずらして春の入学にして、合格をして入学をしたのですけれども、引き続きまだコロナの水際対策で来られず、8 月に今度は政変が起きてしまいまして、また来られなくなってしまいました。それでいつ来日できるのか分からないという状況でございましたが、もともといた留学生の 1 人にはお金を使わなければならない、その人のためには契約をしなければならなかったので、まず契約をしました。その後、次に来る人たちが来たら契約変更しようということにしておりました。その後、先ほどの新しく 4 月に入学した留学生は 10 月の下旬にようやく来日ができることになりました。それで来日して、12 月に契約変更を行ったということでございます。

ということで、この島根大学の場合には、修士 2 年生の数に比べてたまたま修士の 1 年

生が多く、またその人たちの来日がずれたので、契約変更で契約金額が大幅に増えたということでございます。

委員：

委員の方、ご意見ありますか。

委員：

当初からこの島根大学は随意契約ですか。

JICA：

はい、そうです。

委員：

要するに、競争性うんぬんという問題はないようだし、金額が単純に増えたということなので、問題ないかなとは思いますが、あまりに率が大きいので、ちょっとびっくりしただけです。

委員：

ほかの委員の方、いかがですか。

委員：

これは、1人当たり30万円を一応上限というルールの中で運用されているのであって、あと特に契約変更をわざわざするような内容なのかなと思ったのです。例えば今ここは7名の方が追加で増えているのではないですか。ここは人数に対しての上限額があるのですか。

JICA：

1人当たりの単価は決まっていて、それに単に人数を掛けたのが上限でございます。

委員：

例えば、今7名だったのが、100名希望者がいたというのだったら、100名かける30万円というのが変更契約になるじゃないですか。人数の制限というのはあるのですか。

JICA：

ございません。ございませんが、実質的にはやはり各大学でそこまでたくさんの留学生を受け入れるのは難しいので、各大学に割と散らばっていますので、1校に7人くらいになるかと思います。トータルの人数を忘れてしまいましたけど、毎年50～60人だったと思いますが、その範囲内で大学がばらけ、例えば5校にばらければ10人とか7～8人とかそんな感じになりますので、大体の人数はある程度の見当はつきます。ただ実際は、本当に来日ができなくて、アフガニスタンの人の場合は辞退をしたり第三国に行ったりということもあり、また今回はアフガニスタンの政変もあり、なかなか読み切れないということがございました。

委員：

これは例えば上限額が30万円と決まっているので、それ以上になっているわけでもなくて、人数もそんな何百人と増えたわけでもなくて、予算が大体ある程度幾らと決めてその範囲内であって、運用どおりに30万円以内になっていて当初どおりの運用になっているのであ

れば、わざわざ契約変更がどうのというような案件に上がってくるような内容じゃなくて、通常予算管理の中でやれる範囲の内容なのかなと私は思いました。だから、特にすごく問題になるような話でも何でもなく、当初のルール、30万円以内で、たまたまそのとき政局によって人数増減はあるにしても、それどおりの運用さえされていれば何の問題もない案件なのかなと思いました。

JICA :

構造としてはご指摘のようなことかなと思います。人数も留学生自身が決める性格のもので、それに合わせて自動的に変わってしまう性格のものでございます。

委員 :

JICA の内部の規程はちょっと分からないですが、参考にさせていただければと思います。よろしくお願いたします。

では、この案件は以上といたします。

引き続きまして情報システム部、お願いたします。

今度の案件は、情報システム部から「JICA 情報通信網の更改」という案件です。よろしくお願いたします。

・ NO.G3 「JICA 情報通信網の更改」

JICA :

それでは、「JICA 情報通信網の更改」について、業務概況をかいつまんでご説明いたします。

この情報通信網の更改については、本部・都内の3カ所、15の国内拠点、さらには約100の在外拠点と、我々機構のデータセンターを結ぶ専用回線の通信網と、機構からインターネットにつなぐ接続と通信網内のセキュリティサービスを受けるものです。通信網は業務遂行上のライフラインであって、コンピューター運用契約とともにシステム基盤の最重要な、基本中の基本の契約です。現時点までで25回の契約変更を行っているのですが、変更理由としては資料の別紙、ページ21にまとめていますが、大きくは4分類に分けられます。1番目として拠点の増加（本部、在外）です。拠点の追加とか閉鎖に伴って毎月の通信料が変わってきますので、その契約変更が発生しています。2番目として通信帯域の増速、これが大きなポジションを占めています。2015年の4月からこの契約は始まっており、その当時では予見していなかったシステムの利用が飛躍的に増えています。例えば、Windows だとか Microsoft 365 という製品、Office のバックグラウンドの処理が多くなるとか、通信データ量が年々増加しているということで、回線の増速を行っているということがあります。特に最近で顕著なところが、今回のこの会議自体もそうなのですが、Teams 会議、オンライン会議コミュニケーションが非常に主流になっている中、2015年の回線状況では、とてもスムーズなコミュニケーションはできないということで増速をしております。3番目とし

て、新型コロナ感染拡大の影響としてシステムのクラウド化、リモート接続環境を強化しようということで、在宅勤務への対応、特に 2015 年には比較的新しい技術で、一般的ではなかったローカルブレイクアウトといった技術を導入する対応を実施しております。4 番目としては、セキュリティ要件の強化です。これも年々ランサムウェア等、通信網の中のセキュリティ対策も高度化してきているといったところが、大きな変更要素になっております。

では次に、第 24 回と第 25 回変更についてご説明します。24 回目の変更契約については、概要でご説明した新型コロナ対応と、通信帯域の増速、接続拠点の増加、具体的にはキューバ拠点に対応するものとなっております。今までの契約変更の中で一番大きなものが第 25 回変更となっております。

資料の変更理由と内容についてはいろいろ書いてあるのですが、大きな変更の内容は現行契約の 2 年間延長となっております。金額で言いますと、今まで年間 14 億円から 15 億円、回線のために必要だったところを、単純に 2 年延長しますということで約 30 億円の増になっております。こういった契約期間の延長とともに、クラウドだとかリモートワーク環境の整備に伴って、業務内容の縮小もありますし、あと期間中に機器の End Of Life (EOL) と言うのですが、さすがに 2015 年に入れた機器類は経年劣化があり、メーカー保証も厳しいというところで、最低限の更改を行うという内容になっております。

背景・経緯も資料に細かく記載しているのですが、一言で言うとやはりコロナ対応でのリモートワークの環境整備としてクラウド化をだいぶ先行して導入した結果、もう 1 つの基盤契約であるコンピューター運用、ヘルプデスク、メールだとかいろいろなサービスの提供を受けるコンピューター運用の契約と、通信網の契約のデマケ、仕様の要件についてだいぶ関連性が深まってきて大幅な方針見直しが余儀なくされている、再整理が必要だということになっております。また、少しの期間なのですが、コロナ禍もあって作業遅延が発生しているということで、2 年間延長せざるを得ないという判断になっております。この判断についてなのですが、決裁のほうにも書かれているとおり、我々情報システム部だけで決めていくわけではなくて CIO である当部担当理事をヘッドとした情報システム委員会、そこに予算担当理事や財務部長・総務部長・企画部長等々も入っていただいて、本当に必要なのか、この規模の仕様変更が妥当なのか、といったところを審議していただいて方向性を決めて、今回の契約延長に至ったところでございます。

委員：

本案件選定されている委員からいかがですか。

委員：

今のご説明にございました、これまでの変更の理由の主な 4 項目ですね、拠点の追加・増速・クラウド化・セキュリティ強化、それぞれが合理的な変更理由だろうなということは理解できるのですが、今回（第 25 回変更）の変更理由は主としてクラウド化を考えればよろしいのですか。

JICA：

クラウド化を先行してやることになりました。この契約自体ではないのですが、2020年、2021年にもう1つの大きな基盤の契約であるコンピューターシステム運用という契約がございまして、そちらのほうはメールサービスやファイルサーバのサービスを受けるとか、大きな契約があるのですが、それは今までデータセンターでそれらのサーバ類が管理されていたところ、2020年、2021年のコロナ禍を受けて、リモートワーク環境を整備しないといけない、ということでクラウド化を前倒しに実施しました。つまり Microsoft が提供するような、クラウドにある Word とか Excel のファイルを使えるようにするとか、Teams を使えるようにするとか、それを先行して導入しました。その結果として通信網等と密接に関係しているところで、本来であればこの原契約は2022年3月で終了する予定であったのですが、クラウド化を先行せざるを得なかったため通信網も大幅に仕様を見直さないといけないことになりました。つまり、今まではデータセンターに通信網を引けばよかったです、クラウド側と本部拠点をつなぐようにしますといったときに、コンピューター運用でメールとかファイルとか Teams のクラウドサービスを利用するには、どのような設計が一番効率的なのか見直しましょうということ、あと一番大きなところがセキュリティですね。今までは境界型のセキュリティということで、データセンターから内部へ不正なアクセスが侵入しないようにファイアウォールというのを設けておりました。それがこの2年の大きなトレンドなのですが、境界型ではなくてゼロトラストということで、どのパソコンも信用せずに満遍なくセキュリティを見ましょうという、セキュリティの考え方が変わってきました。すると、今まで本契約でファイアウォールを持ってきて JICA のネットワークに入らないように守っていたところをクラウドでどう守るかという話になったときに、通信網の契約でやるのか、コンピューター運用の契約でやるのか、それらの大幅な見直し・整備が必要だということで時間をいただくという結論になりました。発端はクラウド先行です。

委員：

今のご説明についての私の理解が正しいかどうかの確認のために質問させていただくのですが、クラウド化を先行して行った、そうすると、従前とは違った広い意味でのシステムになるものだから、通信網をどのように設計するのが一番合理的かというのを再度検討して、その検討結果に基づいて構築し直す必要が生じた、というふうに理解すればよろしいわけですかね。

JICA：

はい、そういうことです。

委員：

分かりました。

委員：

他の委員の方、いかがですか。

委員：

この第25回変更は、2年間の延長をしたことで金額が増になっている部分が大きく、情

報システム委員会で契約延長といいますが、契約変更で対応するというところまで議論されたと理解したのですが、延長の理由の説明について、その検討がずれ込んだのか、もともと計画どおりだったのか。検討のタイミングが計画どおりであれば、最初原契約期間どおりでいいのではないかと思うので、その辺りがうまく理解できないので、もう一度説明をお願いします。

JICA :

本来であれば、2020 年後半から 2021 年にこの現行契約の後継契約を設計するのですが、2021 年はまさにそのクラウド化の対応をしていたがために、どういう設計になるのか等がまだその時点では見えなかったため、もう 1 回全体を再整理する必要があるということで、まずは延長せざるを得ないというところがありました。その後、もちろん我々は動いていないわけじゃなくて、通信網の契約について、次期、RFI を実施しており、その中でもう 1 つ、ここに記載はしていないのですが、起きているのが半導体不足で、当初我々が想定していた期間では対応ができないという業者が複数出てきて、それもあって 2 年が妥当かなということで、延長したところです。

委員 :

ということであれば、結局はコロナ禍で JICA としてオンラインで、在宅勤務とかいろいろところでクラウド化を進めていかないと業務が継続できない、言ってみればコロナという外部要因があってクラウド化も集中的にやることになったし、今追加でご説明いただいた半導体不足もあってずれ込んでいったということで、根本的なところにはコロナの影響が大きいというふうに理解してよろしいですか。

JICA :

そうです。もしそれがなかったら淡々と更改を進められていたと思います。

委員 :

分かりました、以上です。

委員 :

他の委員の方、お願いいたします。

委員 :

これは今、延長契約ということでお話を伺っているのですが、当初いろいろな意味が変わるということで、新規契約という形でやろうとしたけれども結果的にできなかったから、延長という形の契約になったということで、この概要、変更の理由に書いているなど私は認識しているのですが、変更内容を見ると、業務内容は縮小した、通信要件変更に伴うセキュリティサービス機能の縮小、在外拠点における一部サービスの廃止という形で、減る方向の内容が書いてあるのですが、実際変更契約の内訳書を見ると金額はすごく増えている。増えているというか、1 年ベースでも、最初の契約だと 77 億でいったときは、在外拠点ネットワークサービス費用が年間で 7 億 8,700 万ぐらいだから、そういう意味では 6,500 万ぐらいだったのが、今回は第 1 四半期で在外拠点ネットワークサービス費用が 3 億 1,900

方だから、ネットワークサービス費用の月々のものが1億を超えているのですね。最初と比べるとそういう意味では増えている。変更の内容は減りましたということですが、延長だと今までのものをそのまま使えるから安くなるイメージなのですが、追加でいろいろなことをしているから結果的に高くなっているのかなと思うのですが、今の変更契約だと、どこの部分でどういうふうに増えたというのがわからないように思います。

期別内訳の計上の変更契約内訳書を見ても、1カ月の在外拠点ネットワークサービス費用が2倍ぐらいに増えているのですね。もともとは新規契約を結ぶ方向でやっていたけれど、いろいろな要点が、何と何を要求事項として挙げないといけないかというのが分からないから、結果的に契約を丸めた形で延長にしていますけれども、新規で負荷がかかった部分と過去のサービスは、変更を見ると縮小、縮小、縮小となっているので、本来安くなる部分はあって、かつ増える部分もあるじゃないですか。そういうところがよく分からなくて、がんと増えているので、そこらあたりを本当は分かる形で説明していただかないと、この金額と内容だけだと分からないなというのが正直な感じなのです。じゃあどうして下さいという話の部分も、新規でこういう部分が増えましたよという部分と、これは結果的に安くなりましたよという部分が分かる形で、本来であれば説明していただかないとちょっと分からないかなというのが正直なところ。もちろんクラウド化がどんどん進んでしまって、いろいろな意味で開発が進んでしまったから結果的に高くなっているのだと思うのですが、その分、変更内容で縮小されたサービスもあるのだったら当然その部分は安くなるはずだから、ここは安くなってここは高くなったよという部分が、延長という形で契約をするのであれば、そこは分かるような形で出してもらい、少々~~ちよ~~と私は資料不足かなと思っています。

JICA :

今ご質問いただいた点、まず契約当初の金額に比べて、例えば在外拠点のネットワークサービス費用等が大きく膨らんでいるという点に関しては、別紙でご提出差し上げている過去の1回目から23回目の変更契約の経緯・概要という1枚紙をご覧いただき、それに関連したご説明をさせていただこうと思うのですが、まず端的に申し上げますと、当初契約のときに比べて、接続対象の在外拠点が増えています。それも各事務所の接続拠点の追加のタイミングに応じて個々に増やしていますので、例えば第2回の変更で無線の接続拠点を11拠点増加、あるいは第9回、第10回、第11回、第12回変更で在外拠点、新たに接続する拠点が増えております。それから、各接続している拠点も当初の契約当時に比べると、通信要件の変化に伴って、全拠点で回線を増速しております。目安としては大体、国内拠点であれば200Mbps程度だったところを1Gbpsに増速、海外拠点であれば数Mbpsだったところを最大40Mbpsまでに増速等、回線の量と質を、契約の当初立ち上げたときに比べると大幅に増やしているという事情がございます。

そんな中で、今回の25回目変更の2年間の延長のタイミングにおいて、必要ない回線に関しては回線を切断するといったような形で、ここに書かれているIP-VPNという技術で

つないでいた拠点に関しては代替の回線、もっと安価な回線の整備ができたので 40 拠点弱の接続拠点を削ったりとか、先ほどお話にあった一部のサービスについてはすでにクラウドのほうに移しています。また、コンピューター運用という別の契約のほうで新たに始めたサービスと一部重複するサービス提供等がありましたので、それがセキュリティサービス機能に該当するのですけれども、そういった部分に関しては今回の延長のときに不要なサービスということで、重複するものは残しておく必要がないので廃止するといったような形で整理しています。一部の機能は、必要最低限のものは残しているもので完全廃止にはなっていないのですけれども、機能を縮小するといった形で、必要な機能の絞り込みというものを行っております。ですので、ちょっと字面で追うと縮小、縮小と記載はあるのですけれども、ポイントとしては、2年間基本的なサービスは延長しているもので、それがコストの中で一番占めるポジションは大きくて、ただし必要なくなったサービス、あるいは廃止してもよいサービスに関しては削り込みを行っているというのが全体のご説明になります。

委員：

何分にもとにかく金額が大きくて、いったん入り込んでしまうと、コミュニケーション等がなかなか、契約相手も変更できないといった状況の中にあるようです。ご説明を伺っていると、テクノロジーはどんどん進化しているし、それに対応しなくてはいけないといった中で、いいように言い値でやられてしまっているような心配がどうしても出てきてしまうといったことがありますので、このあたりをもっと主体的に検討して、合理的な、適正な契約金額になっているといったところをうまくご説明していただければありがたいかなと思っています。

JICA：

その点につきまして、決裁にも記載のとおり、第三者的な目も必要なので、我々の後で技術支援要員の方が、他組織で CIO 補佐等も経験されている方なのですが、この金額・この契約が妥当な範囲なのか・金額なのかを確認の上、助言いただいています。その内容に基づいて我々のほうも確認します。

今、ご指摘があったとおり、主体的にちゃんと査定しているのかというところが大きいご質問だったと、まず理解しています。その点については我々のほう、技術支援要員による第三者観点で積算の妥当性を見て、そのレポートも参考にして妥当性を確認しています。

これは委員会とは別なのですが、ご参考までに。本件は次期の情報通信網の契約については総務省の市場化テスト、官民競争入札、民間競争入札の対象となっております。まさに今週の金曜日、彼らの委員のほうに競争性だとか仕様の妥当性・適切性について、我々のほうから次期についてですけれども説明していきます。

委員：

今日のところはこれでよろしいですかね。では、この案件はこれで以上といたします。

では、引き続きまして北海道センターから「マレーシア国 Kedah Food Valley 推進による地域活性化プロジェクト」、こちらの案件についてご説明をお願いいたします。

・NO.G4 「マレーシア国 Kedah Food Valley 推進による地域活性化プロジェクト（地域活性化特別枠）（第2期）業務委託契約」

JICA：

この案件ですが、マレーシアの草の根技術協力の案件でございまして、十勝で帯広市が中心となって、十勝フードバレーという政策があります。端的に言うと、十勝にある地域資源、この場合はジャガイモですとかトウモロコシといったいろいろな資源を生かして付加価値化をするバリューチェーンを強化するということを通じて地域活性化をしましょうという政策です。これをマレーシアのケダ州で同じようにやっというということで、Kedah Food Valley と呼んでおります。この案件、2019年6月からスタートしてございまして、全体を4期の契約に分けるという計画でした。第1期は2019年6月から2019年12月までということで、これはこれでしっかり完了したということになっています。

今回のご報告・ご説明のところは第2期の契約というところで、当初2020年1月から2020年10月までを契約期にしております。案件概要シートにありますが、まず第1回変更で2020年10月、第2期契約の完了が当初する前に変更契約をさせていただきました。2020年1月に第2期契約が始まったときは、まだあまりコロナが出ていなかったところでした。これが2020年3月頃から日本全国的にコロナがまん延してきて、そして2020年10月はかなり深刻な時期だったということもあって、その前から現地の渡航やマレーシアからの本邦研修の受入れが、当初計画に対して非常に困難な状況でした。そこでけりをつけるにも成果の出しようがないということもあって、期間を2021年6月まで延ばした上で、そして全体の投入も派遣人数は10人から4人、研修を受け入れるのが14人から5人に見直して、金額も1,400万ぐらいが700万ぐらいに減らしたということが第1回目の契約変更ということになります。

また2021年6月が近づいても、コロナが終息の見通しがまだ立たず、当時いつ終息するのか見えなかったのも、もう少し延ばさなければならぬということと、もう1つはコロナとは別に、マレーシアで中央政府の政権交代がありました。それに伴って、ケダ州の政府の関係機関の責任者、このプロジェクトの関係者の責任者も交替してしまったということもあるので、そのために次期契約に基づく活動計画をなかなか作れない状況でした。もちろんその契約第2期のところをまとめても十分できないということも相手側の事情であって、契約履行期限を延長したというところがありました。これが2回目の変更です。ただしここはそういった事情なので、特に金額は変えていません。

今回ご指摘の第3回目の変更、ここがポイントになるわけですが、そういった中で2回目の契約変更は2021年8月末までということだったのですが、その8月の段階でカウンターパートとは少し話しながらも、さらにいろいろやることを検討したのですが、やはりまだこの段階でもコロナがいつ終息するか分からないので、そのたびごとに継ぎはぎ

で変更契約をするよりも柔軟に対応するために、当初の 2 期目、3 期目、4 期目を全部合わせて第 2 期の変更という形でやってしまったほうが、結果的にこのコロナ禍での状況に合わせて人員の派遣、もしくはマレーシアからの受け入れということもできるだろうということで延ばさせていただいたということです。こちらの契約がプロジェクト終了の 2023 年の 10 月末まで延ばさせていただきました。したがって経費についても、当初の第 2 期だけで想定していたものから当初の 3 期目、4 期目で想定していた経費も合わせたので、3,900 万になったところが金額増の一番大きな変更ということでございます。

したがって、全体が大きく増えたというよりは、3 期目、4 期目を合わせたことによる期間と金額の変更ということになります。

委員：

本件、いかがでしょうか。

委員：

これは当初の契約は随意契約だったのですか。当初は競争性があるものなのか、随意契約なのか、どちらですか。

JICA：

草の根技術協力は、各団体さんから提案書をいただいて、それをこちらで審査して契約をするという形であり、これを 1 つのプロジェクトとしてどこかやってくれる団体の募集をかけるようなものではありません。

委員：

当初の採択の段階でその提案の中に、内容の提案だけでなく、金額だとかあるいは単価だとかそういうものが示されていたわけですね。

JICA：

はい、そうです。基本的に単価などは JICA の規定に基づき、これに人数や日数を掛けて積算するものなので、そこに妥当性がないということはないです。

委員：

ですから、変更の増額は大きいけれども、その金額の妥当性は確認できているという理解でいいのですよね。

JICA：

おっしゃるとおりです。

委員：

はい、分かりました。

委員：

よろしいですかね。

では他の委員の方、お願いいたします。

委員：

念のための確認なのですが、当初 4 期に分けた理由を改めてお聞きしてもよろしいでし

ようか。4期に分けていたのに結局2期、3期、4期を1つにまとめてしまった、そもそも4期に分けた理由があったと思うのですが、それが今回まとめることによって、当初目指していたものが失われていないのかといったことを確認したいものです。

JICA :

これは草の根技術協力の特徴なのですが、草の根技術協力事業の受託者は、ODA事業に必ずしも精通していない、国民参加という形でODAに参加してもらう団体になります。今まで通常は3年の活動でもいきなり3年の契約を結ばずに1年ごとに契約を切りまして、そこでモニターをして事業の活動の進捗や経費の妥当性を見ながら、1年ごとに契約を切りながら進めるのが草の根技術協力で一番多いタイプで、これもそのとおりやっておりました。ただ、今年辺りから調達・派遣業務部もこういった期分けをあまりするのはどうなのかということがあって、今は通期に変えていますけれども、当時多くの草の根技術協力は、実施団体の実施能力だとか、経費の管理能力だとかという形で1年ごとに切りながら進めてきた経緯がございます。

委員 :

ほかの委員の方、特になければ本件はこれで以上といたしたいと思います。

JICA :

調達・派遣業務部から、このセッションで委員の方から4点を指摘されたと思います。それについて調達・派遣業務部の考えと今後の対応について簡単に、お話しさせていただいてもよろしいでしょうか。

委員 :

はい、お願いいたします。

JICA :

まず、変更契約なのか新規契約なのかという話がありました。ボリビアの案件ですね。ここは、私たちは既存業務との一体性ということを判断基準にしています。その一体性をどう判断するのか、上位目標との関係ですとかプロジェクト目標との関係ですとか、個別案件それぞれ違いますけれども、プロジェクトの目標が変更になり、それで違う業務が入ってくる、追加業務があるということも普通にあります。それを全て、当初に想定していなかった業務だからということで新規契約にはしておりません。そこは既存業務との一体性というところで判断をしておりますので、今回についてもそれで判断をしたということです。

2番目に、設備費用を除いての契約について、委員からはやはり概算でもある程度分かっているのであれば当初から入れておくべきじゃないかというご指摘がありました。ここについては、当初の規模感を受注者・発注者だけではなく、第三者にも公表するというところから、契約の透明性という観点からのご指摘かと思います。そこに全く異論はございません。私たち調達・派遣業務部でも、大体これぐらいの金額だろうというものは、例えば定額計上を概算で当初契約の中に入れるということをやっております。ただ、本当に業務をやってみないと分からない、積算できない活動というのもありまして、その金額が大きければ大きい

ほど、やはり契約当初には入れられないということで、そこは公平性とか透明性の観点からも公募、選定の段階から企画競争説明書で、当初契約では入らないけれども詳細が分かったところで金額を計上しますということで、応募者に対しても説明をしています。これについて他の委員から、競争性にその部分が影響するのではないかというご指摘がありましたが、要はプロポーザルの質の観点と価格競争の観点からの競争性だと思いますけれども、先ほど事業部門から説明があったように、TOR は変わっていないというところなので、技術面からのプロポーザルの内容にはこの競争性は関係ないと思います。見積もりを入れる・入れないところが価格の競争等に関係するんじゃないかというところについては、こうしたよく分からない金額については、調達・派遣業務部としては、不明な金額を見積金額の中に入れなさいという指示はしません。応募者にとってもよく分からない施設費を、2週間3週間という限られたプロポーザルの中で見積もらせるというのは非常に大変ですし、そもそも競争にはならない、前提が分からないし想定もできないということで外しますので、価格の競争性という点でも、今回は問題にはならないと思います。今回のこの2点目のご指摘については、委員からの透明性の観点からのご指摘だということで、これについて、再度認識しまして、今後の契約管理で、入れられるべきものは当初からしっかり入れていく、本当に分からないものだけは後で計上するというところにさせていただければと思います。

3つ目の、人数の増によって金額が上がってしまったアフガンの案件、これは審議しても無駄ですので、今後審査の対象案件から外すようにします。

最後の情報システム関係ですけれども、委員のご指摘はごもっともで、説明の仕方に問題があったかもしれません。申し訳ありません。今後は、要は大きな金額で、追加・削除があった業務に関しては、その点がよく分かるようで、皆さんに分かりやすい説明を心がけてまいります。

委員：

では、先に進めたいと思います。「研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援業務委託契約」につきまして、筑波センターのほうお願いいたします。

議事（3） 参加意思確認公募による契約（研修委託契約を除く）の点検

・NO.S1 「研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援業務委託契約（2021年度～2025年度）」

JICA：

研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援業務委託契約、2021年度からの5年間の契約でございます。こちらの契約の目的なのですが、JICA 筑波センターは主に農業分野の研修員受け入れ事業をやっておりまして、その研修コースというのはほぼ1年間にわたって、種の準備から播種、それから育苗、そして作物を栽培して、最後に収穫するといった

一連の作業を研修員が栽培試験という形を通じてやりまして、そこから学ぶという研修となっております。それをやるために、筑波センターでは水田ですとか畑地を持っている、また場外にも借りているわけですが、そちらの農場及びその農場に必要な資機材の管理、施設の管理を行っていただいている、そういった契約となっております。

参加意思確認公募とした経緯と理由なのでありますが、まずこの川上農場とは実は従来、こちらの農業施設管理、また農作業の委託ということで長年契約をしてやっていたという会社になります。2013年に一般競争入札を導入いたしまして、今回の2021年度に行いました契約内容と類似の内容で3年間にかかるこの業務委託の公示を行いました。川上農場のみの応札でした。その後さらに競争性を高めるために、2016年度からはそれまでは過去1本だった契約を分割しまして、農場の管理業務、並びに農業機械の管理及び農業機械に関する研修コースの補助の業務に分けました。分けた上で農場管理のほうはより一般性が高いのではないかと考えまして、そちらも総合評価落札方式で一般競争入札を出し、そして分割した農業機械のほうも1年間という形で、総合評価落札方式で出しましたけれども、いずれも川上農場が一者入札となったという経緯がございます。そして2020年度までは2本の契約をしてきているのですが、今年度から実は農業機械コースの内容、研修の内容の見直しがあったことからより農業機械コースに関する業務の内容が少なくなりまして、そのことを踏まえて、分割して出す意義がなくなったために今回1本にして、この圃場整備及び農業研修支援業務委託契約という形で今回参加意思確認公募という形で出したという経緯になります。今回につきましても、これまでの経緯から川上農場が本件を委託する、受託する能力を持つ唯一の組織ということで出しましたけれども、とはいってもこの農場管理という分野においてほかに代えることができない唯一の者とまでは断定できないことから、この参加意思確認公募という形を取らせていただいたという経緯でございます。

委員：

委員の方、何かご質問や意見はございますか。

最後のところなのでありますが、これは結局、唯一の者とまでは断定できないので、特定者として参加意思確認公募を行ったということによろしいですね、これは。

JICA：

はい、そうでございます。

委員：

ただ結果としては、ほかの応募がなかったということで終わったということですね。

JICA：

はい、そうです。

委員：

特に委員のほうから意見がないようなので、以上をもちまして、2番目、3番目の議事につきましても終了させていただきます。

4 番目の議事は「参加意思を確認するための公募手続きの見直しについて」です。よろしくお願いたします。

議事（4）参加意思を確認するための公募手続きの見直しについて

JICA：

先ほどの点検と関連して参加意思を確認するための公募手続きの見直しを考えております。まず現状をお話すると、対象としては、国内機関が行う研修事業をメインに出しまして、それ以外も唯一性が確認できないものについて認めますという立て付けをしております。実際、参加意思確認公募を使っているものは研修事業にほとんど限られており、年間1件から数件程度があるという状況になっております。もうひとつ現状を申し上げますと、ここと契約をしますという特定者については、JICA の場合は今、特定者を公表しているという特徴がございます。

今回ほかの機関はどうなっているかということ調べてみましたら、省庁、地方自治体、国立大学、独立法人、あらゆるところで結構活用されていることがよく分かりました。事例のほうは別添で付けさせていただいております。その中で、総務省、財務省もそうした制度を見ながら幾つか提言されていて、そのうちの1つが、あらかじめ公表してしまうと手を挙げづらくさせることがあるので、原則非公表とすることを言っています。それも踏まえて今後見直しを考えたいということです。

主な目的として我々が考えているのが、今、技術革新とか国際社会の変化に応じて、JICA の事業のフィールドがすごく広がっていて新しい事業が増えてきており、これまで JICA が持っている知見だけで唯一性の有無を確認するというのは結構難しくなっている、あるいは今後ますます難しくなっていくのだろうと想像しております。これを踏まえ、参加意思確認公募を研修事業に限定するのではなく、幅広く使えるようにしたいと考えております。それにより、新しい事業で新しいパートナーと共創していくようなことがもっと広げられるのではないかと考えております。具体的に3つありまして、1つは対象範囲、今は研修が主で、従がその他でそれ以外と書いてあるのですけれども、それを入れ替えまして、基本的には唯一性を確認する手段としてこれを使う、研修も当然その中の一部として使うこととし、今後マニュアル等を制定する中でもっと幅広く使えるように、ほかの事業部もこういうものだったら使えるのではないかという例示も含めてつくっていきたいと考えております。それから2つ目は、特定者はあらかじめ公表するのではなくて、原則は非公表でやっていく、ただ、競争を阻害しない場合には、担当事業部門長の判断で公表を可とする。例えば、これまでやっていた研修事業のようなものでは、長年やってきてここしかいませんということが明らかで、それを出しても支障がないものについては、従来どおりやってもよいと考えております。それから公示期間についてはほか契約スキームの期間とあわせて大体原則2週間ではありますが、プレ公示とかあらかじめ情報を提示しているものについてはもう少し

し短くするということを JAXA 等の機関でもやっておりますので、我々もそうした事例を踏まえて、短くできるところは短くするという対応したいと考えております。

先生方のご意見をいただければ幸いです。

委員：

はい、ありがとうございます。

では、委員の方、ご意見をお願いします。

委員：

これは前にも発言したことがあるのですがけれども、非公表にすると、もともとの趣旨と全く逆行すると思っております。というのは、もともとの経緯は、平成 17 年ごろに、特に国土交通省関係の地方整備局で随意契約が非常に多いということが批判されて、透明性を確保すべきだということになって、発注者はここしかできないと思っておりますけれども、ひょっとしたら発注者が知らないところで能力のある社がいるかもしれない、だから念のため公表しますという形でやったのですよね。ですから、最初は唯一性確認型ということで始めました。そうしたら、それが財務省かどこかでちょっと混乱して、公募型とかこの参加意思確認型というふうに名前が変わったので、国土交通省の地方整備局もしばらく参加意思確認型でやっていたのですが、それはおかしいなと思っております。発注者がここしかできないと言っている。だから、一者応札で当たり前なんですけどね。参加意思確認型という、むしろいらっしやい、いらっしやいということになるので、それだったら従来からやっている公募プロポーザルとか、あるいは企画競争と変わらなくなるということで、それからまた戻して、国土交通省は、今は、有無確認型というやっています。

そういう経緯があって、もともと国土交通省がやったことがいろいろ広がっていったと思うのですが、今、混在してしまっているのです。

参加意思確認型という積極的にいらっしやい、いらっしやいというスタンスであれば、つまり、公募プロポーザルだとか企画競争と同じようなスタンスでやるのだったら、おっしゃるように非公表で公募すればいい話なのですが、発注者としてはここしかないと思っておりますが、随意契約について透明性を確保したいという趣旨だったら公表すべきだと思います。

もともとの随意契約の透明性を確保するという観点をやめてしまって、むしろ広く募って、いろいろな方に出てきて競争していただきたいというふうに転換するのだったらこれでいいと思っておりますが、観点が混乱していないかどうか心配なので、確認をお願いします。

JICA：

今の件は、我々の趣旨は、まさしく木下先生がおっしゃるような趣旨で考えております。

そこで、具体的に公表するときも、こういう技術が必要だと具体的に提示して、それは、あそこしかないよねというところをクリアにして、ほかに出てこないということでやっていきたいと思っております。

実は、私どももこのことやりたいということで、その確認のための仕組みなども、本当は

名前を出してよければ出すというのが一番メッセージとしては強いと考えましたが、総務省、財務省のほうでそれだけではよろしくなく、競争を阻害しないように配慮して提示した上で、それでも応募者が出てこなかったらよしとするといった指示を出していることから、我々もその方針を踏まえ、基本的にはこことやりたいということであるが、特定者の名前を出さずに応募を募っても出てこなかったら、そこは完全にそこしかないというような形にしたほうがいいのではないかと考えたのです。逆に言うと、その部分は、特にそういう議論が許されるのであれば、公表か非公表かというのは、ある程度、内容によって考えるという形にさせていただくのもあるかなと思います。

委員：

発注者はここだと思っているを非公表にすると、官製談合みたいになる。事前に打ち合わせをしますよね。価格を決めたりするから、見積もりを取ったりとか。一者しかできないから一者からしか見積もりを取らないわけですから、そして、それを隠すとなると、官製談合ではないかということで、逆に批判されると思うのですよ。こういうやり取りをしないで広く公募するというスタンスへ転換するのだったらいいと思うのですけど。

JICA：

ありがとうございます。今いただいたご意見も含めて、今後我々としてもどうするか検討していきたいと思います。ありがとうございました。

委員：

先ほどの筑波センターの件なのですが、あれは川上農場さんを公表したということなのですが、これは何か趣旨があるのですか。もともとは公表すべきだということですか。

JICA：

これまでは原則公表としておりましたが、今回、財務省、総務省の提言を踏まえて、そこを見直すかということで案を用意したということでございます。

委員：

公表することによってほかの応募がなかったという効果もあったという理解でいいですか。

JICA：

総務省、財務省の提言は、そういうことを踏まえたものと理解しています。

委員：

分かりました。ただ、今後はやはり広く応募してもらいたいというような案件もあるだろうということですね。

JICA：

趣旨としては、こことやりたいというのがあるのですけれども、唯一性を確認する手段というところは変わりませんので、そのための制度をつくっていきたくて考えています。そのような趣旨の制度であっても、総務省、財務省では公表をしないほうがいいのかというような提案をされているものの、今回の委員のお話も踏まえ、本来の趣旨に則りつつ、我々が説明責

任を担保できるのであれば従来どおり公表するというオプションもあるかと思しますので、そこは引き続き検討したいと思います。

委員：

私は総務省、財務省が最近そういう方針を出したということを知らないものですから、私もちょっと確認してみたいと思います。どういう理由でそうなるのか。

JICA：

公表することで萎縮するといいますか、ここが取っているんだったらうちが手を挙げたら後で問題になるみたいな、そういうのはないのかなと思ったのです。

委員：

萎縮するというのは、一者の社が萎縮するということですか。

JICA：

違います。

委員：

他の方が。

JICA：

はい、他の方が。

委員：

それは積極的に応募してもらいたいのであれば、むしろ非公表にしてやるのがいいのですけれども、非公表というかそもそも特定しないわけですね、その場合は。一者を特定しておいて非公表にするのは非常に不透明になって、官製談合ですね、まさに。

JICA：

分かりました。

JICA：

国の省庁等は、総務省や財務省の指示を踏まえ、ここというのは決めてはいるのだけれども、参加意思確認公募をするときはその部分は伏せておいて出すというのが今はメジャーになっております。地方公共団体などは公表して出す、今の JICA と同じやり方でやっているところが結構多いです。

委員：

いつごろ指示が出たのですか。

JICA：

資料の注に「契約における実質的な競争性」として、総務省のものを入れてあります。これは総務省が、公示、公告における具体的にやり方として明示しているものです。

これは、平成 26 年 1 月に、勧告として出ております。

委員：

国土交通省だけが違うということですか。

JICA：

事実関係を、なぜそういう考え方になっているのかということを確認した上で、改めて整理していきたいと思います。

委員：

では、本件は検討していただくということでお願いします。

JICA：

はい、検討いたします。

委員：

はい、ありがとうございました。

最後ですが、議事の5番目、「変更契約の公表について」ということで、お願いいたします。

議事（5）変更契約の公表について

JICA：

それでは、資料5に基づきまして、「変更契約の公表について（案）」をご説明させていただきたいと思います。

前回の契約監視委員会の際に、委員から変更契約は公表しているのですかというコメントを頂戴したかと思いますが、現在は公表はしておらず、新規契約のみデータを公表しておりました。ただ、本日もご審議いただいておりますように、一定程度変更契約も実施しており、審議もいただいておりますので、こちらの委員会にかけるのと同じぐらいのレベル感の基準で、変更契約についても今後公表していこうかと考えております。

変更契約の公表に係る基準の案としては、契約単位で、半期ごとに、当初契約金額が2億円以上、かつ、当初契約に比較して5割以上増減があったものというところを出していければというふうに思っております。変更契約は大小様々ございまして、先ほども審議の対象にしなくてもいいのではないかというものや、人数だけが増えましたとかちょっと現地に行けなくて成果品に必要な情報が取りまとまらなかったのも2週間だけ延ばしますというようなものも非常にたくさんあって、それを全部公表するとなると、取りまとめだけで1カ月、2カ月経ってしましまして、事務的にも非効率ですので、公表はインパクトの大きいものということで、この委員会でもご審議いただけるようなレベル感のものにさせていただき、公表しているものについて委員会でご審議いただくというようにしたいと考えているところです。

時期としましては、大体上期、下期で契約実績を取りまとめ、その結果を踏まえて資料が整う時期を想定して、5月、11月とさせていただいております。

委員：

では、以上をもちまして議事のほうは終了させていただきますので、事務局にお返ししたいと思います。お願いいたします。

JICA :

本日は多岐にわたり、ご議論をたくさんいただきましてありがとうございました。

今日の議事を受けましてさらによい契約にしていくように改善を図っていきたいと思っております。

次回は3月7日、一者応札・応募のご審議となっております。また資料等を別途送付させていただきますので、よろしくお願いいたします。

総括

JICA :

はい、ありがとうございました。

今日も非常に重要なご指摘をいただき、今後の契約をめぐるいろいろな論点が明らかになったと思いますので、引き続きご指導のほどよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

JICA :

どうもありがとうございました。

一同 :

ありがとうございました。

2022年12月13日
独立行政法人国際協力機構
調達・派遣業務部

2022年度第3回契約監視委員会 議事次第

1. 日時： 2022年12月13日（火） 14:00～16:00
2. 場所： JICA本部 227会議室（Microsoft Teamsの接続あり）
3. 議事：
 - （1）2022年度上半期契約
 - （2）変更契約の点検
 - （3）参加意思確認公募による契約（研修委託契約を除く）の点検
 - （4）参加意思を確認するための公募手続きの見直しについて
 - （5）変更契約の公表について
4. 出席者：
 - （1）委員
伊藤 邦光 伊藤会計事務所（公認会計士・税理士）
石村 光代 石村公認会計士・税理士事務所（公認会計士・税理士）
木下 誠也 日本大学危機管理学部（教授）
遠山 康 遠山康法律事務所（弁護士）
佐野 景子 JICA 監事
 - （2）JICA
井倉 義伸理事
調達・派遣業務部（事務局）三井 祐子部長 他
総務部審議役、企画部審議役、ガバナンス・平和構築部長

以上

2022 年 12 月 13 日

2022 年度上半期契約実績

1. 競争性のない随意契約

	通期実績			上半期実績	
	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2021 年度	2022 年度
件数	907 件 (32.9%)	887 件 (36.6%)	1,219 件 (37.6%)	678 件 (41.6%)	644 件 (43.5%)
金額	151 億円 (20.0%)	185 億円 (18.7%)	368 億円 (25.2%)	137 億円 (24.4%)	131 億円 (19.5%)

() 内は各年度の全体に占める割合。

(注) 上半期実績のうち、2022 年度は暫定値。

- ① 2022 年度上半期における競争性のない随意契約は、前年度同期比で件数・金額共に減少した。全契約に占める割合は件数ベースで 1.9 pt. 増加、金額ベースで 4.9 pt. 減少した。2021 年度上半期と同様のペースで進んでいることから、今年度も 2019、2020 年度と比べると多い状況となることが予想される。
- ② 2022 年度上半期のその他の契約は、競争入札が【112 件 (7.6%) / 126 億円 (18.8%)】、企画競争、公募等を含む競争性のある随意契約が【725 件 (49.0%) / 414 億円 (61.7%)】となっている。
- ③ 競争性のない随意契約となった主な調達を種別ごとに見ると、次の表のとおり。契約金額ベースで「技術協力研修」、「各種業務委託」、「賃貸借 (家賃)」、「システム関連 (開発・運用・保守)」が上位を占める構造は、以前と変わっていないが、昨年度からの傾向として、在外事務所においてコロナ対策の医療機材等、緊急を要する調達が多くなっていることから、昨年金額ベースで 2 位であった、「物品購入」が件数 (29 件 (4.5%))、金額 (11.2 億円 (8.6%)) は減ったものの 5 位と引き続き上位となっている。「技術協力研修」は昨年度同様、引き続き増加傾向にある。また、昨年度 5 位であった「ローカルコンサルタント」に代わり、今年度は「建物管理・保守」(7 件 (1.1%)、8.6 億円 (6.6%)) が上位に入っている。

<表> 競争性のない随意契約に占める主な調達（2022年度上半期金額実績上位6位）

	2021年度上半期				2022年度上半期			
	件数		金額（千円）		件数		金額（千円）	
技術協力研修	127	18.7%	2,882,391	21.0%	135	21.0%	3,624,976	27.7%
各種業務委託	213	31.4%	3,194,432	23.3%	227	35.3%	3,185,195	24.4%
賃貸借（家賃）	74	10.9%	532,907	3.9%	79	12.3%	2,194,372	16.8%
システム関連（開発・運用・保守）	27	4.0%	2,565,403	18.7%	30	4.7%	1,121,676	8.6%
物品購入	90	13.4%	3,401,003	24.8%	29	4.5%	1,119,279	8.6%
建物管理・保守	2	0.3%	48,742	0.4%	7	1.1%	862,777	6.6%
（競争性のない随意契約）合計	678	100%	13,735,859	100%	644	100%	13,077,668	100%

2. 一者応札・応募

	通期実績			上半期実績	
	2019年度	2020年度	2021年度	2021年度	2022年度
件数	600件 (32.4%)	443件 (28.8%)	691件 (34.1%)	317件 (33.3%)	322件 (38.5%)
金額	251億円 (41.7%)	397億円 (49.1%)	582億円 (53.2%)	206億円 (48.6%)	242億円 (44.2%)

（ ）内は各年度の全体に占める割合。

（注1） 実質継続契約を含まない、新規契約のみによる実績。

（注2） 上半期実績のうち、2022年度は暫定値。

- ① 2022年度上半期における競争性のある契約のうちの一者応札・応募は、前年度同期比で増加（+5件、+35.5億円）し、全体の契約に占める割合も件数ベースでは増加（+5.2pt）している。一方、金額ベースでは減少している（-4.4pt）。
- ② 一者応札・応募となった契約の主な調達を種別ごとに見ると、次の表のとおりとなる。件数ベースでは従来の傾向を継続して「コンサルタント等契約」が多い一方、「技術協力研修」の件数が大きく増加している。これは、2021年度より、オンラインによる遠隔研修を導入するとともに、本邦への渡航も可能な状況になりつつあり、契約件数が増加したことが背景として考えられる。また、2022年度上半期には「システム関連（開発・運用・保守）」が件数6件と少ないものの、金額ベースで4位となった。昨年度4位、5位であった「建物管理・保守」、「物品購入」は大きく減少した。

<表> 一者応札・応募となった契約の主な調達（2022 年度上半期金額実績上位 5 位並びに昨年度上位 5 位までの調達区分）

	2021 上半期				2022 年度上半期			
	件数		金額（千円）		件数		金額（千円）	
コンサルタント等 契約	140	(44.2%)	15,980,530	(77.4%)	113	(35.1%)	15,593,438	(64.4%)
各種業務委託	36	(11.4%)	2,164,298	(10.5%)	53	(16.5%)	3,555,430	(14.7%)
技術協力研修	60	(18.9%)	851,114	(4.1%)	94	(29.2%)	2,541,832	(10.5%)
システム関連（開 発・運用・保守）	4	(1.3%)	187,044	(0.9%)	6	(1.9%)	2,103,490	(8.7%)
ローカルコンサル タント	45	(14.2%)	271,238	(1.3%)	34	(10.6%)	175,863	(0.7%)
（参考）								
建物管理・保守	1	(0.3%)	763,950	(3.7%)	1	(0.3%)	1,980	(0.0%)
物品購入	21	(6.6%)	306,867	(1.5%)	15	(4.7%)	159,764	(0.7%)
（一者応札・応募 契約）合計	317	(100%)	20,644,582	(100%)	322	(100%)	24,199,244	(100%)

議事2 変更契約の点検

変更契案件リスト

コンサルタント等契約

資料2

(2021年度に変更契約がされたコンサルタント等契約で、変更の結果、2021年度当初の契約額に対して50%以上の増額となった契約13件のうち委員が選定した2件)

No		契約件名	最新契約締結日	履行開始日	履行期限	2021年度当初 契約金額 (G)	現契約金額 (H)	金額増減 (G-H)	増減率 (I/F)	契約相手方名 (または 共同企業体の代表者)	構成会社 名2	構成会社 名3	委員選定理由・質問事項等	選定委員 (敬称略)
C1	地球環境部	ボリビア国コチャパン県統合水資源管理 能力強化プロジェクト (第3期)	2021/6/28	2021/3/3	2023/7/31	80,246,000	250,524,000	170,278,000	212.20%	国際航業株式会社	八千代エ ンジニア リング株 式会社	日本テク ノ株式会 社	・金額の重要性 ・増加率が大きい。 ・コンサルタント等契約の候補案件中、増額率 が最大であり、かつ、履行開始後4ヶ月弱で変 更していることから、変更の理由を教えてください ・大幅な増であり、理由・経緯を確認したい。	石村、木 下、遠山、 佐野
C2	地球環境部	スーダン国タルフル5州における州水公 社の行政能力向上支援プロジェクト詳細計 画策定調査 (評価分析/平和構築) (一般 競争入札 (総合評価落札方式))	2021/7/2	2021/1/29	2021/8/13	3,963,300	5,963,100	1,999,800	50.46%	株式会社日本開発 サービス			・一般競争入札、短期の履行期間中に契約変更	伊藤

一般契約:

(2021年度に変更契約がされた一般契約で、変更の結果、2021年度当初の契約額に対して50%以上又は1億円以上の増額となった契約44件のうち委員が選定した4件)

No	主管部省	契約件名	最新契約締結日	履行開始日	履行期限	2021年度当初 契約金額 (G)	現契約金額 (H)	金額増減 (I=H-G)	増減率 (I/F)	契約相手方名 (または共同企業体の代表者)	委員選定理由・質問事項等	選定委員 (敬称略)
G1	地球環境部	国際NGOとの連携による学校・保健施設の 衛生行動改善に関する情報収集・確認調査	2022/3/3	2021/9/6	2023/11/30	322,717,757	548,539,581	225,821,824	69.98%	WaterAid	(最新契約締結日については2021年9月6日 と記載していましたが2022年3月3日のでし た。修正させていただきます。(事務局)) ・最新契約締結日と履行開始日が同日 ・金額の重要性 ・履行開始と同時に50%以上かつ1億円以上の 増額となっていることから、変更を要した理由 を教えてください	伊藤、石 村、遠山
G2	国内事業部	2021年度PEACE特別プログラムに係る業 務委託変更契約の締結(島根大学大学院自 然科学研究科)	2021/12/9	2021/10/15	2022/10/31	150,000	2,075,000	1,925,000	1283.33%	国立大学法人島根大学	増加率が大きい	木下
G3	情報システム 部	JICA情報通信網の更改	2022/3/30	2015/2/10	2024/3/31	9,106,032,618	13,261,162,226	4,155,129,608	45.63%	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ	・増加金額が最大 ・金額の重要性 ・全候補案件中、増額金額が最大であることか ら、変更を要した理由を教えてください ・金額が大きい (100億円超) ため。	伊藤、石 村、遠山、 佐野
G4	北海道セン ター (帯広)	マレーシア国Kedah Food Valley推進によ る地域活性化プロジェクト (地域活性化特 別件) (第2期) 業務委託契約	2021/8/4	2020/1/14	2023/10/31	7,089,500	39,882,700	32,793,200	462.56%	帯広商工会議所	・増加率が大きい ・大幅な増であり、理由・経緯を確認したい。	木下、佐野

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	ボリビア国コチャバンバ県統合水資源管理能力強化プロジェクト（第3期）
(2) 契約相手名称	国際航業株式会社，八千代エンジニアリング株式会社、日本テクノ株式会社
(3) 当初契約金額 当初契約期間	80,246,000 円 2021年3月3日～2021年7月2日
(4) 業務の概要	<p>ボリビア第三の人口規模を持つコチャバンバ大都市圏の中心地域にあるロチャ川流域では、水質の悪化、水不足、地下水水位の低下などの問題が顕在化し、住民や行政機関の間で水資源利用に関する紛争がしばしば発生してきた。1999年から2000年にかけて発生した水道事業の民営化と水道料金の値上げに反対する市民による大規模な暴動は、コチャバンバ水紛争として広く知られている。現在に至るまで住民の行政への信頼は低く、これが水関連の事業を円滑に推進できない大きな要因の一つとなっている。多様な利害関係者の参加の下、流域単位で統合的かつ一元的に水資源管理を行うため、JICAは、ボリビア政府からの要請を受け、2016年から、関係者の対話の場である「ロチャ川流域組織間プラットフォーム」の運営やコチャバンバ県庁による水問題の解決能力を強化すべく協力を行っている。</p> <p>本業務は、常態化している水不足、水質汚染、洪水リスクといった問題改善に寄与するため、ロチャ川流域を対象とし、統合水資源管理を推進するために必要な社会的合意形成に関する能力強化や法制度改善、モニタリング体制構築、利害関係者の協働体制の強化等の支援を行うものである。</p>
(5) 変更後契約金額 変更後契約期間	250,524,000 円 2021年3月3日～2023年7月31日
(6) 担当部署	地球環境部水資源グループ

2. 金額増額の経緯・概要

(1) 第1回変更 (2021年6月)

変更後契約金額	250,524,000円
内 業務量・報酬	39.00人月 (P/M)、116,402,000円
訳 直接経費	134,122,000円
変更後履行期間	2021年3月3日～2023年7月31日
変更の理由と内容	<p>本業務は当該技術協力プロジェクトの第3期を対象としており、基礎情報の収集と活動の明確化(第1期)、統合水資源管理の強化に向けた活動の実践(第2期)に引き続き、社会的合意形成や住民参加を重視した統合水資源管理を促進するための協力体制を構築することを目指し活動を進めるものとなっている。</p> <p>原契約では、第2期に実施した水問題の解決に向けた課題分析を踏まえ、ロチャ川流域における協議枠組みとしての「ロチャ川流域組織間プラットフォーム」設立に向けた計画を作成する予定であったが、世界銀行の支援により第2期実施中にプラットフォームが設立されたため、協議枠組みによる水問題解決の実践というさらなる成果を目指せる見通しが出てきた。</p> <p>第2期の終了後、第3期契約締結の直前にコチャバンバ県知事から追加支援と期間延長の要請レターが届いたことから、第3期契約開始後に変更契約が必要になった。</p> <p>本業務で取り組んでいる、協議枠組みを形成・運営し、社会的合意形成に基づいて水資源の課題を協議体自らが一つ一つ解決に導いていくことを目指す方向性は、JICAグローバルアジェンダ「持続可能な水資源の確保と水供給」の中に位置づけられる、クラスター「地域の水問題を解決する実践的統合水資源管理」が目指す方向性と合致している。本業務では、当初は想定していなかった世界銀行の支援により、プロジェクトの成果の拡大や、さらなるインパクトの発現が見込まれたことから、追加支援を実施することとし、成果を「協力枠組みを現実的に機能させることを通じた、関係者間の協力の強化」へと変更した。具体的には、プラットフォームを技術コミッテ(作業部会)、技術・社会審議会、理事会の三層構造を持つ枠組みに再編成し、行政だけでなく住民組織や民族</p>

	<p>組織、NGO 等の参加プロセスを組み込み、水に関連する制度的、社会的、技術的な問題の解決に活用していくことや、同プラットフォームが持続的に機能するためにボリビア政府の予算年度サイクルと関連付けて実施する等の追加活動を行うこととした。協議枠組みの場で多くの関係者の合意を得るためには、会議を設定するだけでなく、会議への参加を促したり、水問題の解決に向けた関係者の共通認識を醸成するための活動も行う。</p>
<p>変更金額の妥当性</p>	<p>追加業務に対し、国内 20.5 人月、現地 5.0 人月を追加した。コロナ禍であり、日本から遠隔でプロジェクト運営を行うことを想定し、国内業務が中心となっている。</p> <p>追加人月では、例えば、次のような業務を行う。①水質汚染抑制条例や井戸掘削管理条例の作成支援等、法制度改善のための技術コミッテ（法制度部会）に対する支援、②社会的合意形成戦略の策定、下水道データベースの整理、下水処理場の効率評価等の技術コミッテ（下水道部会）に対する支援、③水資源の量・質に関するモニタリング手法の統一化や制度化、整理・解析（シミュレーションモデルの活用）、公開方法の検討、④水問題に関する関係者間の合意形成や共通認識の醸成のため、水質汚濁の進むロチャ川を踏査するなどの参加型モニタリングの計画や実施、⑤流域内 24 自治体に広く分布する 60 組織を対象とした社会審議会の立ち上げ支援、流域の水関連事業の優先度について様々な関係者から意見の聴取を可能とする議論の進め方の検討、⑥理事会・技術審議会・社会審議会のファシリテーション支援、⑦行政と住民の双方向のコミュニケーションを促進するインターネット上のプラットフォームの構築など。</p> <p>なお、本業務である第 3 期の 1 年あたりの契約金額は約 1.04 億円であり、プロジェクトの第 1 期、第 2 期の金額（約 1.1 億円）と同程度。</p>

（註）報酬は「直接人件費＋その他原価＋一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

3. その他特記事項

--

以上

案件概要シート(変更契約)

1. 基礎情報

項目	概要
(1)契約件名	スーダン国ダルフール 5 州における州水公社の行政能力向上支援プロジェクト詳細計画策定調査(評価分析/平和構築)一般競争入札(総合評価落札方式)
(2)契約相手名称	株式会社日本開発サービス
(3)当初契約金額	3,963,300 円
当初契約期間	2021 年 1 月 29 日～2021 年 5 月 24 日
(4)業務の概要	<p>スーダン国内でも特に水へのアクセス率が低いダルフール 5 州では、資源へのアクセスを巡る部族間の対立や、市民と政府の間の紛争が続いており、公共サービスへの影響が大きく、人間の安全保障が脅かされてきた。逼迫する水需要に対し、援助機関の支援により井戸の建設が進められているものの、州と行政機関との連携が不十分のまま進められてきたため、公共サービスとしての役割を十分に果たせず、住民による維持管理体制も整っておらず、効果が持続的でなかったことから、行政による公共サービスとしての給水の持続性を確保することが喫緊の課題となっていた。</p> <p>かかる状況を受け、スーダン政府は、ダルフール地域の給水分野の行政能力強化について、我が国に技術協力プロジェクトを要請した。JICA はプロジェクト形成のため、本業務により、スーダン側関係者への聞き取りや他の業務従事者等との協議を行い、プロジェクトの内容を検討するとともに、その評価を妥当性と有効性、効率性、インパクト、持続性の観点から分析し、調査報告書(案)全体の取りまとめも行った。</p>
(5)変更後契約金額	5,963,100 円
変更後契約期間	2021 年 1 月 29 日～2021 年 8 月 13 日
(6)担当部署	地球環境部水資源グループ

2. 金額増額の経緯・概要

(1)第1回変更(2021 年 5 月)

変更後契約金額	3,963,300 円(金額変更なし)	
内 訳	業務量・報酬	1.20 人月(P/M)、3,164,700 円
	直接経費	798,600 円
変更後履行期間	2021 年 1 月 29 日～2021 年 8 月 13 日	
変更の理由と内容	<p>本業務従事者と同時に従事する予定であった技術分野団員の調達再公示となり、技術分野団員の履行期間が本業務より遅れることとなった。本調査では本業務従事者と技術分野団員が協働して調査を行い、報告書を取りまとめる必要があった。そのため、技術分野団員の履行期間(2021 年 4 月 12 日～8 月 13 日)に合わせる形で、本業務の履行期間を延長した。</p>	
変更金額の妥当性	契約金額の変更なし。	

(註)報酬は「直接人件費＋その他原価＋一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

(2) 第2回変更(2021 年 7 月)

変更後契約金額	5,963,100 円	
内 訳	業務量・報酬	1.95 人月(P/M)、5,142,500 円
	直接経費	820,600 円
変更後履行期間	2021 年 1 月 29 日～2021 年 8 月 13 日	
変更の理由と内容	<p>当初、聞き取りや協議、情報収集のために現地傭人をダルフール 5 州へ派遣する調査計画であったが、契約後にダルフール州内で武力衝突が新たに発生し、現地傭人の安全確保のため、その派遣が困難となった。加えてダルフール州内ではインターネット接続状況が悪く、代替としてのインターネットによる聞き取りや協議も困難なことが判明した。</p> <p>そのため、国内移動が可能なスーダン側の水公社職員をハルツームに招集してワークショップを行い、プロジェクトの計画案を協議することとした。結果、ワークショップの準備と実施、結果整理のため人月追加が必要となった。ワークショップの開催に際しては、多数の関係者と接触する現地傭人の安全確保のため、PCR 検査費用も必要となった。</p> <p>また、現地傭人をダルフール 5 州へ派遣して収集する予定</p>	

	<p>であったプロジェクトの計画検討に必要な情報は、直接、5州の水公社職員に現地調査と収集を依頼することとした。そのため、本業務従事者による5州の水公社に対する一連の作業の説明、調査に使う質問票の改訂、収集した情報の精査が必要となり、本業務の人月を追加した。</p> <p>これらの理由により、業務量・報酬と直接経費が増額となった。</p>
変更金額の妥当性	<p>ワークショップに関しては、準備2日と実施3日、結果の整理2日で合計7日間(0.35PM)を追加した。</p> <p>水公社による現地調査に関しては、水公社に対する作業説明や調査に使う質問票の改訂などのために合計8日間(0.40PM)を追加した。</p> <p>現地傭人のPCR検査費用は、直接経費として2万円を追加した。</p>

3. その他特記事項

本件は一般競争入札であるが、本調査開始後、調査対象州内で武力衝突が新たに発生した。安全対策を強化することとなり、本調査で雇用した現地傭人の移動が制限される等、調査計画の大幅な見直しが必要となった。このような事態は入札当初は想定しえないものであり、想定外の環境の変化に対応するため、変更契約が必要になった。第2回契約変更の理由となっている業務量・報酬と直接経費が増額は、このような状況下においても本調査を進め、成果を取りまとめるために必要不可欠な対応であった。

以上

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	国際 NGO との連携による学校・保健施設の衛生行動改善に関する情報収集・確認調査
(2) 契約相手名称	WaterAid
(3) 当初契約金額	322,717,757 円 (2,937,483USD)
当初契約期間	2021 年 9 月 6 日～2023 年 11 月末
(4) 業務の概要	<p>2020 年の新型コロナウイルス感染症拡大により学校・保健医療施設等での手洗い含む衛生行動改善のニーズが急激に高まっていたが、JICA の専門家の多くが日本に帰国を余儀なくされ、現地への渡航が困難という状況であった。また、JICA での衛生行動改善は JICA 海外協力隊を通しての活動を行うにとどまっており、体系的に整備された執務参考資料等も 10 年以上更新がされていない。これに対して国際 NGO は途上国に拠点を持っており、かつコロナ禍以前から精力的に途上国での衛生行動改善を実施しており、豊富なノウハウを持っていた。</p> <p>以上のことから、本調査は、国際 NGO と連携して手洗い施設やトイレなどの施設建設や衛生啓発等のパイロット活動を実施することにより、得られた知見を執務参考資料としてまとめ、資金協力や技術協力等の案件形成に活用することを目的として実施している。</p>
(5) 変更後契約金額	548,539,581 円 (4,799,591USD)
変更後契約期間	2021 年 9 月 6 日～2023 年 11 月末
(6) 担当部署	地球環境部水資源グループ

1*現時点および 2021 年度末時点の金額

2. 金額増額の経緯・概要

(1) 第 1 回変更 (2022 年 3 月)

変更後契約金額	548,539,581 円 (4,799,591USD)
内 業務量・報酬	4,327 人日 (P/D)、1,308,707USD

訳	直接経費	3,490,884USD
変更後履行期間		2021年9月6日～2023年11月末
変更の理由と内容		<p>原契約では、手洗い施設やトイレの建設・改修について、履行開始後の現況調査を行った結果を以て、費用を積算し、契約変更を行う旨契約書に規定していた。現況調査の結果、対象施設の整備に必要な費用が1,862,108USDと算定されたため、既契約分2,937,483USDと合わせて契約金額を4,799,591USDとし、契約変更を行った。</p> <p>なお、2021年3月24日の調達実施方針決裁時、予定価格として施設整備費用を1,915,020USDと見積もっており、本変更契約で採用した国際NGOからの見積もり金額はこれとほぼ同額である。</p>
変更金額の妥当性		<p>調達実施方針作成時に、過去の各国の案件での実績確認や、NGOや現地建設会社への聞き取り等を実施し、JICA側で施設整備費を積算した。また、契約変更時には、国際NGOから各施設の図面と積算内訳を提示させ、内容の妥当性を確認したうえでJICA側見積もりと大きな乖離がない旨確認した。なお、本変更は当初方針どおり、施設整備費に対してのみ行ったものであり、業務量及び報酬に変更はない。</p>

3. その他特記事項

--

以上

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	2021 年度「アフガニスタン国未来への架け橋・中核人材育成プロジェクト」に係る島根大学大学院自然科学研究科特別プログラム
(2) 契約相手名称	国立大学法人島根大学
(3) 当初契約金額	150,000 円 (2021 年度当初契約金額 150,000 円)
当初契約期間	2021 年 10 月 15 日～2022 年 3 月 31 日
(4) 業務の概要	<p>(1) チューター雇用、研究補助の実施 各研修員の研究テーマに沿った研究補助を実施するため、チューターを雇用し、技術指導や調査手法等を研修員へ指導する。また、補完教育に必要な消耗品、書籍等も購入する。</p> <p>(2) 国内研究旅行の実施 ・研修員の研究テーマに合致する学会へ参加し、同分野の研究者間とのネットワーク形成や情報収集、意見交換を実施する。</p>
(5) 変更後契約金額	2,075,000 円
変更後契約期間	2021 年 10 月 15 日～2022 年 10 月 31 日
(6) 担当部署	国内事業部大学連携課

2. 金額増額の経緯・概要

(1) 第1回変更 (2021 年 12 月)

変更後契約金額	2,075,000 円
内 業務量・報酬	0 円
訳 直接経費	2,075,000 円
変更後履行期間	2021 年 10 月 15 日～2022 年 10 月 31 日
変更の理由と内容	<p>【内容】 原契約と同一の業務内容について、研修員 7 名分の実施を追加し、履行期間を 7 か月間延長した。</p> <p>【背景・経緯】</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 本事業では、長期研修員を受け入れる大学に対し、JICA が一定の経費を負担する「特別プログラム」の実施を認めている。本プログラムは、研修員が在籍する学位課程における通常の教育研究指導とは別に、受入大学が研修員に対し付加的な指導等を行い、研修員の教育研究活動の充実を目的としており、受入大学からの発意・提案に基づき受入大学と JICA とが合意した内容について、大学により計画・実施されるものである。研修員の受入期間内に一人当たりの上限額の範囲内で最長 1 年間の履行期間で実施することができる。 ● 本契約は、島根大学より、受入研修員 8 名（第 9 バッチ 1 名、第 10 バッチ 7 名）に対して付加的な教育研究を行う提案について、JICA が合意したものの。当初契約を締結した 2021 年 10 月時点では、同大在籍中の研修員は第 9 バッチ（1 名）のみであったため、当該研修員のみを対象として同研修員の研修期間の終期である 2022 年 3 月までを履行期間として 15 万円分の契約を締結した。なお、当初契約において第 10 バッチ 7 名の研修員も対象とする予定であったが、当初契約を締結した時点ではアフガニスタンにおける流動的な情勢等を受けて来日の見込みが立っておらず、対象に含めることができなかった。その後、新型コロナウイルス感染症拡大や 2021 年 8 月のアフガニスタンでの政変により、来日が大幅に遅れていた第 10 バッチ（7 名）が 2021 年 10 月下旬以降に順次来日したため、本プログラムの対象者に加える提案が大学からあり、2021 年 12 月に履行期間の延長及び活動経費の追加に関する変更契約を締結した。
変更金額の妥当性	<p>本プログラムでは、大学在籍期間が 12 か月間の場合 30 万円を上限とし、同在籍期間の減少に応じて上限額から不在期間 1 カ月当たり 2.5 万円を減額することとしている。当初契約では対象研修員は 1 名で、当該研修員の大学在籍期間は 6 か月であるため、6 か月間の上限額となる 15 万円当初契約を締結した。契約変更にあつ</p>

	<p>ては第10バッチ7名を契約対象に追加し、この7名については大学在籍期間が11か月であるため、11か月の上限額27.5万円×7名=192.5万円を増額分とし、当初契約分15万円との合計である2,075,000円にて変更契約を締結した。</p> <p>経費内訳としては、チューターへの謝金、学会へ参加するための必要経費（旅費、学会費等）、フィールド調査を行うための必要経費（旅費、調査機材等の消耗品）等が計上されている。なお、契約額は島根大学の会計規程に準じて積算されており、変更契約についても同様。</p>
--	---

（註）報酬は「直接人件費＋その他原価＋一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

3. その他特記事項

--

以上

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	JICA 情報通信網の更改
(2) 契約相手名称	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
(3) 当初契約金額	7,701,201,427 円 (2021 年度当初時点の契約金額 9,106,032,618 円)
当初契約期間	2015 年 2 月 10 日～2022 年 3 月 31 日
(4) 業務の概要	<p>1. 当初契約の業務概要 拠点間(本部、国内機関、在外拠点、機構データセンター)を接続する情報通信網の構築及び運用保守、セキュリティサービス(セキュリティ攻撃・脅威の検知と防御)の提供</p> <p>2. 業務内容の変遷(変更契約(計 25 回)の背景) 契約期間中に生じた下記の環境変化や要件追加等に応じ、本契約で提供されるサービス内容の見直しが必要となったもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・接続拠点の増加(本部、在外) ・通信帯域の増速 ・新型コロナ感染拡大等の外的要因に基づくシステムのクラウド化、リモート接続機能の強化 ・セキュリティ要件の強化 <p>3. 別契約ではなく変更契約で対応した理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いずれも原契約で提供されているサービスに対する機能・対象拠点の加除や一部変更に該当するため。 ・他方、在外事務所の移転に伴う通信網設備の移設・再構築等は個別契約として整理している。 <p>4. 変更金額の妥当性確認方法 別紙および下記の通り。</p>
(5) 変更後契約金額	13,261,162,226 円
変更後契約期間	2015 年 2 月 10 日～2024 年 3 月 31 日
(6) 担当部署	情報システム部システム第一課

2. 金額増額の経緯・概要

(1) 第1～23回変更 (2015年8月～2021年3月)

第1回から23回までの変更の経緯・概要は別紙エクセル表参照

(2) 第24回変更 (2021年7月)

変更後契約金額	9,834,849,438円	
内 訳	業務量・報酬	
	直接経費	
変更後履行期間	2015年2月10日～2022年3月31日	
変更の理由と内容	在外77拠点のバックアップ回線増速、本部ビル（竹橋、市ヶ谷）向けインターネット回線増速（100Mbps → 200Mbps）、在外保守運用対象1拠点の追加、在外1拠点（キルギス）のNAS利用停止	
変更金額の妥当性	過去の類似業務における工数・価格との比較、ならびに情報システム企画開発技術支援員による金額妥当性の評価結果から、金額の妥当性を確認している。	

(3) 第25回変更 (2022年3月)

変更後契約金額	13,261,162,226円	
内 訳	業務量・報酬	
	直接経費	
変更後履行期間	2015年2月10日～2024年3月31日	
変更の理由と内容	<p>【背景・経緯】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主として本「通信網契約」と「コンピュータシステム運用契約」とから構成される情報システム基盤に関して、当初は次期の調達・契約時（いずれも2023年度に開始予定）での対応を予定していた「クラウド化」対応を、コロナ禍のリモートワーク環境整備の一環として、前倒しして2020年度から先行対応した。 ・この結果、次期情報基盤2契約に関して、要件定義とその前段階である「要求すべき事項」整理において、両契約の役割分担や仕様の再検討が新たに必要となり、全体行程の見直しが必要となった。 ・他方、①要求事項整理を担う業者の入札不調、②市場化 	

	<p>テスト対象となっていた「コンピュータシステム運用」契約が引き続き市場化テスト対象となったこと、及び③コロナ禍における要求事項整理作業の一時中断により、要求事項作業に遅延が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・以上を踏まえ、2020年10月の情報システム委員会において、次期情報システム基盤の対応方針（スケジュール見直し含む）と締結済の情報システム基盤2契約を必要な期間延長（当初契約期限がそれぞれ2022年3月、2022年5月のところ、2023年度中に期限を延長）することについて審議・承認された。 ・その後、在外拠点に関しては、コロナ禍を受けた対応として、情報通信網のローカルブレイクアウト導入を始めとした対策を実施し、その結果、次期通信網の仕様についてもおおきな方針見直し（①専用線 IP-VPN の原則廃止、②現地インターネット回線活用、③NAS 利用終了等）が発生した。在外拠点への対応含む次期情報通信網の方針について2021年12月の情報システム委員会にて審議・承認された。 ・次期情報システム基盤の方針・要件が固まったところ、方針見直し等による業務内容変更とともに、第25回契約変更において履行期限の延長（原契約：2015年2月10日～2022年3月31日、延長後：2015年2月10日～2024年3月31日）を行ったもの。 <p>【変更内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原契約履行期限の2年間延長 ・業務内容の縮小【①在外 IP-VPN 接続拠点の削減(65→18)、②通信要件変更に伴うセキュリティサービス機能の縮小、③在外拠点における一部サービスの廃止(無線 LAN、NAS、UPS)】 ・期限延伸対応に要する EoL 機器更改 ・一部在外拠点に関する（第24回変更契約で定めた）回線増速作業の履行期限延長
変更金額の妥当性	過去の類似業務における工数・価格との比較、ならびに情報システム企画開発技術支援員による金額妥当性の評価結果から、金額の妥当性を確認している。

3. その他特記事項

本契約は、委員会点検対象の変更契約を含めて計 25 回の変更契約を実施している。

以上

「JICA情報通信網の更改」 変更契約の経緯・概要（第1～23回）				別紙
変更契約時期	変更後契約金額	変更理由と内容	変更金額の妥当性	
第1回	2015年8月	7,717,721,387円	在外拠点の治安・政情をふまえた更改対象拠点の追加・変更（イエメン、エルビル、シリア）	①原契約と同一単価の適用、②過去の類似業務における工数・価格との比較、の組み合わせにより金額の妥当性を確認している。
第2回	2015年12月	7,815,791,039円	無線LAN整備拠点の追加・変更（11拠点）、セキュリティサービス要件の追加	
第3回	2016年3月	7,950,595,199円	事務所移転に伴う無線LANの追加（2拠点）、ワークスタイル変革に伴うリモートアクセスツール（Bizモバイルコネクスト/BizデスクトップPro）の利用ID追加	
第4回	2016年8月	7,971,415,709円	有償資金協力システムDC接続期間延長に伴う対応	
第5回	2016年9月	8,007,208,396円	BCP環境変更に伴う接続先変更及びセキュリティ基盤への機能追加	
第6回	2016年12月	8,048,836,456円	第二GSOCセンサー設置に伴うコロケーション設備の追加整備	
第7回	2017年9月	8,054,865,885円	パレスチナ・ラマツラ出張所の情報通信網への接続（構築）	
第8回	2017年12月	8,081,131,085円	パレスチナ・ラマツラ出張所の情報通信網への接続（サービス追加）、無線LAN拠点追加（パナマ）	
第9回	2018年4月	8,098,609,103円	本部（竹橋ビル）の情報通信網への追加接続	
第10回	2018年7月	8,268,575,536円	在外4拠点の情報通信網への接続（アンゴラ、ハイチ、サンパウロ、ジョージア）	
第11回	2018年11月	8,331,687,057円	在外2拠点の情報通信網への接続（ホーチミン、シエラレオネ）	
第12回	2018年12月	8,365,385,946円	在外4拠点の回線増速（ミャンマー、バングラデシュ、ボリビア、ペルー）	
第13回	2019年3月	8,454,032,346円	セキュリティ強化に伴う運用業務の追加、Mobile Connect/EDaaSサービス提供の追加	
第14回	2019年8月	8,468,334,743円	本部（竹橋ビル）の回線増速（100Mbps → 300Mbps）	
第15回	2019年10月	8,487,188,903円	消費税率改定に伴う増額分の追加	
第16回	2019年11月	8,664,413,557円	在外14拠点の回線増速（ベトナム、カンボジア、フィリピン、ラオス、東ティモール、ウズベキスタン、スリランカ、モンゴル、パラグアイ、フィジー、セネガル、南アフリカ共和国、モロッコ、キルギス共和国）	①原契約と同一単価の適用、②過去の類似業務における工数・価格との比較、の組み合わせにより金額の妥当性を確認している。
第17回	2020年3月	8,696,588,557円	Mobile Connectの契約ID追加（1,800 ID → 5,350 ID）	
第18回	2020年6月	8,706,790,689円	回線増速対応（機構データセンターとセキュリティサービス基盤との接続回線、100 Mbps → 200 Mbps）	
第19回	2020年6月	8,732,200,689円	回線増速対応（セキュリティサービス基盤が接続するインターネット回線、200 Mbps → 1 Gbps）	
第20回	2020年7月	8,750,978,789円	回線増速対応（機構DMZとセキュリティサービス基盤とのメイン接続回線、200 Mbps → 1 Gbps）	
第21回	2020年10月	8,755,929,664円	回線増速対応（機構DMZとセキュリティサービス基盤とのバックアップ接続回線、100 Mbps x 1回線 → 100 Mbps x 2回線）	①原契約と同一単価の適用、②過去の類似業務における工数・価格との比較、ならびに③情報システム企画開発技術支援員による価格妥当性に関する評価、の組み合わせにより金額の妥当性を確認している。
第22回	2020年12月	9,006,014,664円	在宅勤務環境改善を目的としたローカルブレイクアウト対応（本部3拠点、国内機関15拠点、在外93拠点）	
第23回	2021年3月	9,106,032,618円	Mobile Connect利用ID数の変更（5,350 → 0）、ローカルブレイクアウト業務実施期間の変更、在外14拠点のバックアップ回線増速（インドネシア、ベトナム、フィリピン、ミャンマー、インド、カンボジア、ケニア、バングラデシュ、セネガル、タイ、エジプト、ザンビア、ボリビア、ウズベキスタン）	増額となる在外14拠点のバックアップ回線の増速に関し、契約相手方により複数の現地キャリア（再委託先）から見積を取り付け、安価なものを採用。

案件概要シート（変更契約）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	マレーシア国 Kedah Food Valley 推進による地域活性化プロジェクト（地域活性化特別枠）（第2期）業務委託契約
(2) 契約相手名称	帯広商工会義所
(3) 当初契約金額	14,649,800円 (2021年度当初契約金額 7,089,500円)
当初契約期間	2020年1月14日～2020年10月16日（2020年度変更契約で契約期間を2021年6月10日に変更）
(4) 業務の概要	草の根技術協力事業「マレーシア国 Kedah Food Valley 推進による地域活性化プロジェクト（地域活性化型特別枠）（第2期）」の実施に係る業務
(5) 変更後契約金額	39,882,700円
変更後契約期間	2020年1月14日～2023年10月31日
(6) 担当部署	JICA 北海道（帯広）道東業務課

2. 金額増額の経緯・概要

(1) 第1回変更（2020年10月）（昨年度変更分）

変更後契約金額	7,089,500円
内 業務量・報酬	4.75人月(P/M)、2,467,000円
内 直接経費	3,978,000円
変更後履行期間	2020年1月14日～2021年6月30日
変更の理由と内容	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により現地渡航・本邦研修の実施が困難であることから、活動が中止・中断となっており、契約および事業計画の見直しが必要であるため。</p> <p>なお、2020年9月に事業全体の実施計画の見直しを行い、事業全体の期間を当初の2019年6月11日から2022年6月10日(3年間)から、終了を2023年10月31日に延長し、全体期間を4年5ヶ月とした。その際に、業務を以下の期間に分割して実施することとし、これを踏まえて契約履行期間と契約金額の変更を行った。</p> <p><当初契約予定>(原契約)</p>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 第1期:2019年6月から2019年12月 ● 第2期:2020年1月から2020年10月 ● 第3期:2020年11月から2022年3月 <p><変更後の契約予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1期:2019年6月から2019年12月 ● 第2期:2019年12月から2021年6月 ● 第3期:2021年7月から2022年3月 ● 第4期:2022年3月から2023年10月
変更金額の妥当性	<p>専門家の現地派遣人数(延人数)を10人から4人に、国内研修受入人数を14人から5人に見直し。これに伴い、現地での活動経費や国内受入れの経費予算も削減させたもの。</p>

(註) 報酬は「直接人件費+その他原価+一般管理費等」の合計とする。以下、同じ。

(2) 第2回変更 (2021年6月)

変更後契約金額	7,089,500円 (契約金額に変更なし)
内	業務量・報酬 4. 75人月(P/M)、2,467,000円
訳	直接経費 3,978,000円
変更後履行期間	2020年1月14日～2021年8月31日
変更の理由と内容	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大により現地渡航・本邦研修の開始の目途が立たない状況で、第2期の契約履行期限後の活動計画の見直しをマレーシア側C/P機関の責任者と協議する必要があったが、中央政府の政権交代等の動きの中ケダ州政府関係機関の責任者の交替があり、新たな責任者と十分協議を上、次期契約の活動計画を作成する必要があり、そのために契約履行期限の延長を行うこととしたもの。</p> <p><変更前の契約予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1期:2019年6月から2019年12月 ● 第2期:2019年12月から2021年6月 ● 第3期:2021年7月から2022年3月 ● 第4期:2022年3月から2023年10月 <p><変更後の契約予定></p> <ul style="list-style-type: none"> ● 第1期:2019年6月から2019年12月 ● 第2期:2019年12月から2021年8月 ● 第3期:2021年9月から2022年3月

	<ul style="list-style-type: none"> 第 4 期:2022 年 3 月から 2023 年 10 月
変更金額の妥当性	経費については変更せず。

(3) 第 3 回変更 (2021 年 8 月)

変更後契約金額	39,882,700円
内 業務量・報酬	32.60人月(P/M)、16,128,000円
訳 直接経費	20,129,000円
変更後履行期間	2020 年 1 月 14 日～2023 年 10 月 31 日
変更の理由と内容	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大や終息の状況に応じて活動を臨機応変に実施していくため、残りの契約履行期間を期分けにせず(2020 年 9 月の事業実施計画見直し(2.(1))で設定した第 2 期、第 3 期および第 4 期を一つの事業期間にまとめ)、第 2 期の契約履行期間を事業全体期間の終了まで延長したものの。</p> <p><変更前の契約予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 期:2019 年 6 月から 2019 年 12 月 第 2 期:2019 年 12 月から 2021 年 8 月 第 3 期:2021 年 9 月から 2022 年 3 月 第 4 期:2022 年 3 月から 2023 年 10 月 <p><変更後の契約予定></p> <ul style="list-style-type: none"> 第 1 期:2019 年 6 月から 2019 年 12 月 第 2 期:2019 年 12 月から 2023 年 10 月
変更金額の妥当性	<p>契約履行期間をプロジェクト終了時まで延ばし、第 1 回契約変更時に実施を見送った事業の実施、また、当初第 3 期及び第 4 期で予定して活動を含め、経費を積算し、契約金額の変更を行った。</p> <p>専門家の現地派遣人数(延人数)を 4 人から 33 人に、国内研修受入人数は 2 人から 28 人に増加した。これに伴う海外での活動費および国内受入れ経費も増加したものの。</p> <p>なお、当初契約時の第 1～4 期全体の契約予定額は 46,731 千円であるのに対し、第 3 回契約変更後の第 1 期契約の精算額と第 2 期契約額の合計額は 48,560 千円と、1,829 千円の増額 (3.9%増) となっている。これはコロナ禍を踏まえた遠隔教材の作成及び現地との連絡・調整業務の追加によるものである。</p>

3. その他特記事項

特になし。

以上

議事 3 参加意思確認公募による契約（研修委託契約を除く）の点検									資料 3
No.	主管部署	契約件名	調達種別	契約締結日	契約完了日	契約金額	契約相手方	過去の委員会での審議	
S1	筑波センター	研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援等業務(2021年度～2025年度)	各種業務委託	2021/4/1	2026/3/31	260,489,240	株式会社川上農場	2014年第1回（2回連続一者応札・応募）、2017年第3回（参加意思確認公募）、2021年度第1回（参加意思確認公募）	

案件概要シート（参加意思確認公募）

1. 基礎情報

項目	概要
(1) 契約件名	研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援業務委託契約 (2021年度～2025年度)
(2) 契約金額	260,489,240円
(3) 履行期間	2021年4月1日～2026年3月31日
(4) 契約相手名称	株式会社 川上農場
(5) 担当部署	JICA 筑波 研修業務課

《要約》

- (1) 契約概要：JICA 筑波の農業分野の研修員受入事業実施に使用する農業研修施設の管理、施設・農業機械・農具・資材の維持管理と農業機械の操作、ならびに研修の事前準備と事後整理等の農作業補助を通じて、円滑な研修の実施を支援する。
- (2) 参加意思確認公募とした経緯・理由
 - 研修事業に係る圃場整備及び農業研修支援業務の委託については、2013年度に総合評価落札方式にて調達を試み、一者応札であった。また2016年度には「圃場管理及び農作業等補助業務」と「農業機械分野研修補助業務」に分割し、総合評価落札方式で公示したものの、再度一者応札であった。その後は2017年度、2020年度に参加意思確認公募を行ったものの他者の関心表明はなかった。
 - 2021年度の本契約については、これまでの経緯を踏まえ、当該業務を実施できるのは株式会社川上農場（以下「川上農場」）以外ないと思われたため、同社を特定者とする参加意思確認公募を実施した。

1. 業務内容

JICA 筑波の農業分野の研修員受入事業実施に使用する農業研修施設の管理、施設・農業機械・農具・資材の維持管理と農業機械の操作、ならびに研修の事前準備と事後整理等の農作業補助を通じて、円滑な研修の実施を支援する。詳細は、以下の通り。

- (1) 場内圃場、場外圃場、温室・網室等における栽培管理支援
- (2) 農業機械の操作
- (3) 施設の管理、農業機械、農具、資材の管理
- (4) 付帯的な業務：個別研修に係る圃場管理、農作業補助、一般市民向け農業イベント準備・実施作業、研修、訓練等、機具の修繕等
- (5) 全体調整業務：圃場管理及び農作業補助に係る年間作業計画の作成、農薬・肥料・燃料等資材の使用実績及び在庫管理報告の提出等

2. 参加意思確認公募にて調達した経緯・理由

- (1) 2013年度に一般競争入札（総合評価落札方式）により3年間の「研修事業に係る圃場管理及び農業研修支援等業務委託」に係る公示を行い、川上農場のみが応札した。
- (2) 2016年度に、それまで一つの契約としていた JICA 筑波が所有する施設、圃場及び農業機械の管理のための契約を、総合評価落札方式による「圃場管理及び農作業等補助等業務（2016年度～2020年度）」及び「農業機械分野研修補助業務（2016年度）」の二つに分割した。これはこれまでの契約業務に工作機械を用いた農機具制作補助業務を含んでいることが一者応札の理由であると考えたためであり、この部分を切り分けて別の契約とすることで、より一般的な業務内容と判断した「圃場管理及び農作業等補助等業務」への他社の新規参入を期待した。しかし、双方ともに川上農場の一者入札となり、5年間の「圃場管理及び農作業等補助等業務委託契約」と単年度の「農業機械分野研修補助業務委託契約」を川上農場と締結した。
- (3) 2017年度「農業機械分野研修補助業務」は、同契約の対象となる課題別研修コースが2020年度に見直しとなることから3年契約とし、契約方式は「総合評価落札方式」から「参加意思確認公募」に変更した。この際、特定者である川上農場の他に参加意思確認書を提出した者はいなかった。
- (4) 2020年度は「農業機械分野研修補助業務」を1年間の業務として参加意思確認公募で実施した。これは、同契約業務の主たる内容である農業機械分野の課題別研修の内容が、これまでの実習を主体としていた内容から行政官向けの内容に変更したことで、実習が無くなり、また研修期間も短くなることから、当初分割した理由が解消されたためであり、同契約を2021年度契約から再度統合することが妥当であると判断したためである。また、調達の手続きコストや契約金額についても、統合することが合理的であると判断した。
- (5) 以上のことから川上農場は、本業務を受託する能力と意志を持つ唯一の組織であると考えられた。川上農場と随意契約を行うことも選択肢ではあったが、「他に代えることのできない唯一の者」とまでは断定できないことから、「参加意思を確認するための公募の手続きについて（通知）」（2016年2月18日通知(PR)第2-18005号）に基づき、川上農場を特定者とする参加意思確認公募を行った。

3. 積算根拠及びその妥当性

国土交通省令和2年3月からの公共事業設計労務単価の軽作業員（茨城県）
平成31年度人事院民間給与の実態

以上

参加意思確認公募制度の見直しについて(案)

1. 制度の概況

(1) 導入経緯

- ▶ 「公共調達の適正化について」(平成18年8月財務省通知)及び「独立行政法人における随意契約の適正化の推進について」(平成19年11月総務省事務連絡)を踏まえて、独立行政法人の随時契約において参加型意思確認公募制度が導入されている。JICAにおいても、「唯一性の確認による透明性の向上」を目的として、準内部規程「参加意思を確認するための公募手続きについて」(通知(OU)第3-31022号)を定め、同制度を導入・運用している。

(2) JICAにおける運用状況・課題

- ▶ 本制度の適用判断については、上記(1)の通知の「2. 適用範囲」において、以下のように規定している。なお、導入当初の適用範囲は「調達・派遣業務部が協議を受ける競争性のない随意契約のうち、契約相手方の唯一性を確認する必要がある場合」と定めていたが、2014年に改正し、主に制度利用が想定される、国内機関が調達を行う研修事業を参加意思確認公募の対象として明示した。

「参加意思を確認するための公募手続きについて」(通知(OU)第3-31022号)「2. 適用範囲」抜粋

参加意思確認公募は、特定者¹との随意契約を行うもののうち、業務内容を特に秘密にする必要がなく参加意思確認公募をしても差し支えないもので、以下に該当する場合に適用する。

- (1) 機構が技術協力事業実施要綱(平成16年規程(企)第7号)第15条第1項に基づき、日本国内において技術研修員に対する研修に必要な業務の実施を外部の団体に委託する場合において、契約担当役が参加意思確認公募によるべきと判断した場合でかつ、「研修委託契約に係る業務人件費及び業務管理費の積算基準について(通知)」に基づき予定価格を算出する場合
- (2) 次の事由に基づき、本部契約担当役が参加意思確認公募によるべきと判断した場合
 - (ア) 調達・派遣業務部が協議を受ける競争性のない随意契約のうち、契約相手方の唯一性を確認する必要がある場合

¹ 該当の業務を唯一履行できると特定した者

(イ) 求められる専門性や過去の実績等から業務を実施可能な契約相手方が実質的に特定され、競争が成立しないことが想定される場合

- 特定者については原則公表して公募している。
 - 現在、主に研修事業（課題別研修、国別研修、青年研修）を中心に本制度が活用されており、特に該当コースの企画段階から協力関係にあり且つ研修実績がある組織・法人を特定者としているケースが多い。なお、研修事業以外での適用は年間あたり数件に留まる。
2. 外部機関での運用状況
- 平成 18 年度財務省通知以後、多くの省庁、地方自治体、国立大学、独立行政法人等で類似制度が活用されている。対象は特殊な技術や設備を必要とする調査・研究開発・保守点検業務等が多い。
 - これまで、総務省²、財務省³が制度の活用状況等を調査して是正を図っており、平成 26 年の総務省調査では、特定者を公開している省庁（内閣府、文部科学省、消費者庁）について、特定者の公表が競争性の阻害につながる可能性が指摘されている。また、国交省、文科省等複数の省庁においては、競争性を妨げないことを条件に特定者の公表を認めることとしているが、基本的に特定者は非公表と整理されている。
 - 独立行政法人においても特定者非公表が多い一方、地方自治体では公表するところも多い（【参考】他機関の具体的事例を参照）。
3. 制度改善(案)
- (1) 制度改善の目的
- 技術革新や国際社会の変化に伴い JICA の新たな事業領域が拡大するなか、JICA の既存の知見では唯一性の確認が困難な新しいパートナーの選定に対し、市場に広く参加意思を確認することにより、共創機会の確保及び拡充を目指すため、研修事業以外にも幅広く参加意志確認公募を活用できるようにする。
- (2) 具体的な改善策
- ① 本制度の適用範囲の見直し
- 現行通知の「2. 適用範囲」を以下のように改正し、研修委託契約を念頭においた現行の運用から幅広い業務で適用可能であることを明示する。併せて、本制度を活用する際のマニュアル及びフロー等を整備し、機構内に周知する。

² 契約における実質的な競争性の確保に関する調査に基づく勧告（平成 26 年）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000270479.pdf

³ 会計制度（契約）に関する 論点について（令和元年 6 月会計制度研究会）[6-2rontenseiri.pdf](https://www.mof.go.jp/6-2rontenseiri.pdf)
([mof.go.jp](https://www.mof.go.jp/))

参加意思確認公募は、特定者との随意契約を行うもののうち、業務内容を特に秘密にする必要がなく参加意思確認公募をしても差し支えないもので、以下に該当する場合に適用できるものとする。

- (1) 調達・派遣業務部が協議を受ける競争性のない随意契約のうち、契約相手方の唯一性を確認する必要がある場合
- (2) 技術協力事業実施要綱（平成16年規程(企)第7号）第15条第1項に基づき、日本国内において技術研修員に対する研修に必要な業務の実施を外部の団体に委託する場合

② 特定者の公表/非公表の見直し

制度趣旨に鑑み、特定者については原則非公表とする。なお、公表により競争を阻害しないと判断される場合のみ、担当事業部門の長の判断をもって公表を可とする。

③ 公示期間等（現行、原則2週間）の見直し

プレ公示を行う場合は公示期間を短縮可とするような柔軟な運用に見直し、制度の利便性を向上させる。

以上

【参考】他機関の具体的事例

(1) 省庁

省庁名	業務名	業務概要
環境省	令和4年度東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ事業推進検討業務	パートナーシップの実施推進(ネットワーク国内参加地への情報提供、普及啓発、連絡調整等、国内モニタリング検討会開催、フライウェイ全国大会の開催など) 第11回パートナー会議における情報収集・分析 特定者名の記載:なし
国土交通省関東地方整備局	R4土木工事及び業務委託等における諸経費動向調査業務	公共事業を取り巻く社会環境、施工形態等の変化に即応した適正な積算・契約に資することを目的に、工事及び業務等における諸経費動向を調査するもの 特定者名の記載:なし
気象庁	風車型風向風速計用品他の購入(単価契約)	風車型風向風速計及び転倒ます型雨量計等の部品購入 特定者名の記載:なし

(2) 自治体

自治体名	業務名	業務概要
長野市	ガスヒートポンプ保守点検業務委託	ガスヒートポンプ室外機本体及び室内機等の保守点検及び整備業務 特定者名の記載:あり
長野市	移動図書館車(更新)	老朽化した移動図書館車の更新車両として購入するもの 特定者名の記載:あり
大阪府	日本万国博覧会記念公園登録有形文化財「太陽の塔」に関する文化的側面からの調査業務	「太陽の塔」について令和3年度に作成した工事記録調査報告書の精査を行い、内在する文化的価値を明らかにし、今後の重要文化財化に向けた調査報告書のとりまとめを行うもの。 特定者名の記載:あり
福岡市※	令和4年度外国人就学状況訪問調査業務委託	福岡市より依頼を受けた世帯を訪問し、世帯に居住する外国人児童生徒の就学状況および生活状況の確認を行う。機会を得られていない場合は聞き取り等を行い、内容

		に応じて適切な助言、関係機関等の案内を行う。 特定者名の記載:なし
--	--	--------------------------------------

※福岡市の公示では特定者名の記載なし。

記載例:「〇〇業務を行うことのできる特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の公募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。」

(3)独立行政法人等

団体名	業務名	業務概要
国立医療 法人日本 医療研究 開発機構 (AMED)	科研費および厚労科研費の 研究開発課題への統制語等 のキーワード自動付与	科研費のおよび厚労科研費の課題の概要 を表す日本語テキストをコンピュータにより 自然言語処理して自動索引システム辞書 に登録されている用語を適切に不要する。 特定者名の記載:なし
独立行政 法人石油 天然ガス・ 金属鉱物 資源機構 ※	令和2年度国家石油備蓄施 設における防災監視・保全 管理システムスマート化の実 証試験(ドローン活用)	・防災監視システムスマート化の実証試験 ・保全管理システムスマート化の実証試験 ・現地調査の実施 特定者名の記載:なし
国立研究 開発法人 宇宙航空 研究開発 機構※※	戦略的国際共同ミッション Dragonfly ミッション地震計開 発 S&MA および技術支援業 務	戦略的国際共同ミッション Dragonfly に関 し、開発請負業者に対して行う検査業務の うち、専門知識・技術を必要とする製造品 質検査の支援及び JAXA にて実施される インテグレーション技術支援 特定者名の記載:なし

※石油天然ガス・金属鉱物資源機構の公示での特定者部分にかかる記載例:「公募の結果、応募要件を満たすと認められる者が1者の場合には、その者との契約手続きに移行する予定です。」

※※国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構の公示での特定者部分にかかる記載例:「期限までに本公募への応募者がいなければ、機構は契約予定者を相手方として手続きを開始します。」

以上

変更契約の公表について（案）

JICAは「公共調達の適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、機構ウェブサイト上に新規に契約したものの契約情報を公表してきている。

JICAで実施する契約では、契約途中でやむを得ず変更を行うものも少なくないことから、今般一定規模以上の変更があったものについても同様に機構ウェブサイト上に公表することとする。具体的な対象は以下の通り。

1. 変更契約の公表に係る概要

- 公表対象契約 : 新規契約時に公表済の本邦契約のうち、以下の変更契約公表基準に該当する契約
- 公表単位 : 契約書単位^{注)}
 - 注) 大型の案件では契約を期分けしていることがあるが（第1期契約、第2期契約等）、変更契約公表に当たっては案件全体の契約ではなく、期分けしている場合は契約書を作成している各期の契約を公表の単位とする。
- 公表項目 : 件名、変更契約締結日、当初契約金額（契約書単位）、変更後契約金額
- 公表時期 : 半期ごと 5月（前年度下期（前年10月～同年3月）変更契約締結分）
11月（同年度上期（同年4月～9月）変更契約締結分）
- 公表基準：
 - ・ 当初契約金額（契約書単位）が2億円以上、かつ
 - ・ 公表年度に発生した契約変更金額について、当初契約に比して5割増減以上の変更契約（対象期間内に複数回変更がある場合、対象期間内で最後の契約変更後の金額と当初契約の比較）

2. 運用開始時期

2023年5月公表分より開始

（対象契約：2022年度下期（2022年10月～2023年3月）変更契約締結分）

以上